

平成26年3月 6日 開会
平成26年3月25日 閉会
(定例第2回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第59号

平成26年第2回大山町議定例会を次のとおり招集する

平成26年3月3日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成26年3月6日 午前10時
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聰
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 2 6 年 3 月 6 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 2 6 年 3 月 6 日 午前 10 時 開議

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸 般 の 報 告

日程第 4 施政方針の説明について

日程第 5 議案第 7 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 8 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 9 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 8 議案第 10 号 大山町一の谷・大谷・下槇原辺地に係る総合整備計画の策定
について

日程第 9 議案第 11 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 10 議案第 12 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 11 議案第 13 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 12 議案第 14 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 13 議案第 15 号 町道路線の認定について (町道夕陽の丘神田線)

日程第 14 議案第 16 号 町道路線の変更について (町道番田線)

日程第 15 議案第 17 号 町道路線の廃止について (町道豆谷線)

日程第 16 議案第 18 号 町道路線の認定について (町道豆谷1号線)

日程第 17 議案第 19 号 町道路線の認定について (町道豆谷2号線)

日程第 18 議案第 20 号 町道路線の変更について (町道旧奈和北線)

日程第 19 議案第 23 号 平成 26 年度大山町一般会計予算

日程第 20 議案第 24 号 平成 26 年度大山町土地取得特別会計予算

日程第 21 議案第 25 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 22 議案第 26 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

日程第 23 議案第 27 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計予算

日程第 24 議案第 28 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算

日程第 25 議案第 29 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計予算

日程第 26 議案第 30 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 27 議案第 31 号 平成 26年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 28 議案第 32 号 平成 26年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 29 議案第 33 号 平成 26年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 34 号 平成 26年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 35 号 平成 26年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 36 号 平成 26年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 37 号 平成 26年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 38 号 平成 26年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 39 号 平成 26年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 40 号 平成 26年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 37 議案第 41 号 平成 25年度大山町一般会計補正予算 (第9号)
- 日程第 38 議案第 42 号 平成 25年度大山町土地取得特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 39 議案第 43 号 平成 25年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算 (第1号)
- 日程第 40 議案第 44 号 平成 25年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 41 議案第 45 号 平成 25年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 42 議案第 46 号 平成 25年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 43 議案第 47 号 平成 25年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 44 議案第 48 号 平成 25年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第 45 議案第 49 号 平成 25年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第 46 議案第 50 号 平成 25年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 47 議案第 51 号 平成 25年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第 48 議案第 52 号 平成 25年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 49 議案第 53 号 平成 25年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 50 議案第 54 号 平成 25年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 51 議案第 55 号 平成 25年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 52 議案第 56 号 平成 25年度大山町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第 53 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町福祉センター
なかやま及び大山町保健福祉センターだいせん)
- 日程第 54 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町観光交流セン
ター)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	加藤紀之	2番	大原広巳
3番	大杖正彦	4番	遠藤幸子
5番	圓岡伸夫	6番	米本隆記
7番	大森正治	8番	杉谷洋一
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岩井美保子	14番	岡田 聰
15番	西山富三郎	16番	野口俊明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小谷正寿 書記 ……………中井晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森田増範 教育長 ……………山根 浩
副町長 ……………小西正記
教育次長兼学校教育課長 ……………齋藤 匠
総務課長 ……………酒嶋 宏 社会教育課長 ……………手島千津夫
中山支所総合窓口課長 杉本美鈴 幼児教育課長 ……………林原幸雄
大山支所総合窓口課長 門脇英之 企画情報課長 ……………戸野隆弘
税務課長兼滞納対策室長…野間一成 （午前欠席 14時50分着席、15時45分退席）
建設課長 ……………野坂友晴
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山下一郎
水道課長 ……………白石貴和 福祉介護課長 ……………持田隆昌
観光商工課長 ……………福留弘明 保健課長 ……………後藤英紀
観光商工課参事 ……………齋藤 淳 人権推進課長…………松田博明
地籍調査課長 ……………種田順治 住民生活課長 ……………森田典子
代表監査委員 ……………後藤洋次郎 （午後 欠席）
会計管理者 ……………岡田 栄 （15時45分 退席）

午前10時 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成26年第2回大山町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これから、議長及び町長の諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第37、議案第41号 平成25年度大山町一般会計補正予算（第9号）から、日程第52、議案第56号 平成25年度大山町水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算関係の16議案についてと日程第53、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせん）、及び日程第54、議案第22号 公の施設の指定管理の指定について（大山町観光交流センター）は、本日質疑、討論、採決まで行いますので、よろしくお願いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番 大原広巳君、3番 大杖正彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。お諮りします。本定例会は、本日から3月25日までの20日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの20日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（野口 俊明君） 諸般の報告について、日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付しました請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。12月定例会において可決された意見書は、12月25日に関係方面へ提出いたしました。本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告、報告第1号 長期継続契約締結の報告について、及び、報告第2号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についての計3件の報告の申出があります。これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの3月定例議会よろしくお願ひ申し上げます。

それでは政務報告といたしまして、12月定例議会以降におけますところの各種事務事業の取組み状況につきまして、その主なものを報告申し上げます。

総務課関係であります。

区長会の開催につきまして、1月12日（日曜日）に26年初区長会を開催いたしました。町内10ブロックのブロック会長、中山・名和・大山の各地区会長を決定し、さらに区長会長に名和地区の濱崎 俊英さんを互選いただいたところであります。自主防災組織による地域ぐるみの取組の強化や、まちづくり地区活動などの取組みを中心に説明をさせていただき、ご理解とご協力をお願いいたしましたところであります。

次に企画情報課関係であります。

まず1点目に地域自主組織「やらいや逢坂」の設立についてであります。町では、住民主体によりますまちづくりの推進のため、各地区において地域づくり活動を継続的に取り組んでいただくための地域自主組織の育成を図ってきたところであります。逢坂地区におかれましては、きたる3月9日に地域自主組織「やらいや逢坂」が設立される運びとなりました。

これは、一昨年に設立されました高麗地区の「ふれあいの郷 かあら山」に続くものでありまして、2例目となります。他の地区におきましても、このような組織の設立に向け、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目に「未来づくり10年プラン」策定業務についてであります。この計画策定業務につきましては、着手以降、業務を委託しております studio-L との綿密な打ち合わせを踏まえ、一部住民団体等のヒヤリングの調査や、全職員対象の意識改革研修会、及び素案策定に参画する若手職員の研修会等をおこなってまいり

ました。また、さる 2 月の 22 日には「未来づくり 10 年プラン」策定についての「住民説明会」を開催いたしましたところでございます。そして 10 代から 70 代までの幅広い年齢層から、当初の予定を大幅に上回りますところの約 70 名の方に参加をいただきました。今後も計画策定のプロセスにおきまして若い方々を含めできるだけ多くの皆様に主体的にかかわっていただけるよう、配慮をし、地域づくりに向けての人材発掘にもつなげてまいりたいと考えております。

次に人権推進課関係であります。

1 点目に平成 25 年度大山町みんなの人権セミナーについてであります。同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者を対象に 7 回実施をいたしました。延べ参加者数は、312 人でありました。

2 点目に平成 25 年度人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。今年度の小地域懇談会は「話し合いでわかる差別のからくり」これをテーマとし、さまざまな人権問題の背景や原因を探り、共通の課題、人権侵害について考え、住民として何ができるのか、地域の人間関係づくりにつなげるということをねらいとして実施をいたしました。167 集落のうち 160 集落で実施し、1,195 人の参加をいただいたところでありました。

3 点目に大山町人権意識調査についてであります。これからの人権施策を検討するための資料として町内に住む 20 歳以上の方の中から 1,000 名の方を無作為抽出し、2 月上旬に調査用紙を発送しました。3 月 5 日を回答期限といたしているところでございます。

次に住民生活課関係であります。

1 点目に焼却施設修繕工事についてであります。名和クリーンセンター焼却設備等修繕工事を、内海プラント株式会社が請負、施工中であります。

2 点目に消費生活相談などの充実についてであります。平成 25 年 10 月から、県の補助事業により NPO 法人に業務を委託をし、毎月第 1 火曜日に専門相談員を配置する相談日を設けました。今年度 1 月末までに、県と町で受けた町内の相談総件数は 168 件で、前年同期に比べて 42 件、約 33 パーセント増加いたしました。そのうち町で受けた相談件数は 40 件で、前年同期の 18 件に比べて 2 倍を上回りました。今後も、住民の方に、町の消費生活相談の窓口を身近なものにさせていただき、被害防止につながるよう、町報や無線放送で啓発し、出前講座などの推進にも取り組んでまいります。

次に保健課関係であります。1 点目に食生活改善推進員の養成についてであります。食生活改善推進員さんは、家庭や地域に向けて食と健康に関する正しい知

識を伝えていく重要な役割を担っていただいております、現在 420 人が大山町でご活躍中であります。町では毎年、食生活改善推進員養成講座を開講し、新しい推進員さんを養成しており、今年度は 7 人が受講されまして、12 月 19 日に全員に修了証書をお渡しいたしました。今後、新しい推進員さんを含め、地域での食生活改善や食育推進の担い手としてのご活躍を期待しているところであります。

2 点目に第 3 回大山町心の健康フェアの開催についてであります。2 月 23 日、保健福祉センターなわを会場に、およそ 150 名の皆さんにご来場いただきました。フェアは、「守ろう、大切な命」これをテーマに、つちやかおりさん、そして豊島美由紀さんによるトークショー、また人形劇など、子どもから大人まで、本町の精神保健の取り組みの一端にふれていただきました。

次に福祉介護課関係であります。

小地域保健福祉活動の推進についてであります。本町では町の社会福祉協議会と連携し、集落または自治会において、助け合いや支え合いによる健康で生きがいのある地域づくりを進めているところであります。その実現に向けた支援施策として、平成 23 年度から「小地域保健福祉活動支援事業」を実施をいたしており、今年度は、2 月現在で 44 の集落や集落を基盤とするグループが、この事業に取り組まれているところであります。この活動をさらに広めていただくために、去る 2 月 8 日（土曜日）に、各集落の保健推進員と福祉推進員の合同研修会を開催いたしました。また研修会には民生児童委員も加わっていただき、180 名の委員さんが出席され、「ご近所福祉クリエイター」の酒井 保さん、この方のご講演と、この事業に取り組んでおられますところの町内二つの集落の事例発表を聞いていただき、地域での支え合いの大切さと、この事業についての理解を深めていただいたところであります。今後の活動に期待いたすところであります。

次に農林水産課関係であります。

1 点目に、野生鳥獣被害防止事業についてであります。本年度 1 月末現在で、猪 220 頭、ヌートリア 34 頭、鹿 4 頭の捕獲実績で昨年に比べ猪は 55 頭の増、鹿は初めての捕獲となり、また、ヌートリアにおきましては昨年 7 月の講習会受講者による捕獲もございました。増加したところであります。なお、農作物等の被害は依然として発生しておりまして、今後も猟友会等と連携して駆除に努めてまいりたいと存じます。

2 点目に耕作放棄地対策であります。本年度の耕作放棄地再生利用推進事業では、13.12 ヘクタールの農地を再生し、平成 20 年度からのモデル事業を含めまして 94.32 ヘクタールとなりました。なお、農業委員会が毎年実施をいたしておりますところの農地パトロール、これでは、24 年が 95 ヘクタール、25 年が 116 ヘクタールの荒廃農地を確認いたしているところであります。放棄地の増加傾向にあるところ

であります。今後とも新規就農や担い手の確保等に努めて、農地の保全に取り組んでまいりたいと存じます。

次に観光商工課関係であります。

1点目のスキー場の営業状況についてであります。だいせんホワイトリゾートとして4年目となりました今シーズンは、安定した積雪に恵まれてはおりますが、週末の雪によりますところの高速道路の閉鎖等の影響を受け、入り込み客数の増加につながっていないところであります。残された期間、積極的なPR等を展開して昨年度実績に上積みできるよう協力してまいりたいと存じます。

2点目に山陰道開通後の道の駅の状況についてであります。昨年12月に山陰道町内区間が開通をし、国道9号線の交通量のかなりの部分が山陰道に移行し、道の駅の利用者減が心配されていたところでございます。開通後から2月末現在の物販と食堂の状況は、前年の同時期に比べ5%の売上げ減で、予想しておりましたよりは減少幅が小さいところではございます。ただ、この状況がいつまで続くか全く予断を許しませんので、状況の推移をしっかりと監視をしながら、公社と連携しながら対応してまいりたいと存じます。

次に建設関係であります。

1点目に山陰道事業についてであります。山陰道赤碕中山インターチェンジから名和インターチェンジ間8.6キロメートルが昨年12月21日に開通し、その後、国道9号からの転換率が約7割であると国から発表されております。なお、未完了の関連工事につきましては、今後も事業を進めていただくことといたしているところであります。

2点目の社会資本整備総合交付金事業についてであります。まず、道路改良工事は2件が完了し、5件を請負施工中であります。委託業務は5件が完了し、1件を業務実施中であります。また町単独工事は5件が完了し、現在4件を請負施工中であります。

3点目に交通安全施設整備事業についてであります。本施設工事は2件が完了し、現在2件を請負施工中であります。

次に地籍調査関係であります。

中山地区につきましては、本年度新規地区として田中、潮音寺、栄田、石井垣、樋口及び赤坂の各一部の現地調査を終わりました。御崎及び田中の各一部について、本閲覧を終了し、国に認証申請中であります。大山地区につきましては、本年度新規地区、妻木、長田、富岡及び大山の各一部の現地調査を終わりました。赤松の一部として中楨原、赤松につきましては、法務局登記済みです。

次に学校教育課関係であります。

名和中学校校舎及び体育館改修工事設計業務を株式会社桑本総合設計に委託を

いたしております。

次に幼児教育課関係であります。

名和地区拠点保育所外構工事を、株式会社おかだに請け負い、施行中であります。

次に社会教育課関係であります。

1 点目の大山町成人式についてであります。平成 26 年「大山町成人式」を 1 月 3 日に開催いたしました。平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日に生まれた 145 名の対象者のうち 118 名の出席を得て、来賓の皆様とともに新成人の門出をお祝いいたしました。今年は 10 名の成人式実行委員が中心となって式典後の交流会等を運営していただき、新成人の「二十歳の抱負」や抽選会などの企画で、思い出に残る楽しいひと時を過ごしていました。また、図書館と連携をし、中学校時代の恩師などによる、新成人へのおすすめの本の展示・紹介も行いました。

2 点目の 嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。1 月 28 日から 3 泊 4 日の日程で、沖縄県嘉手納町から男女 8 名ずつ、計 16 名の児童と引率者 3 名が来町されました。町内小学校 5 年生の家庭に宿泊受け入れのご協力をいただきながら、大山西小学校での交流や、嘉手納町の子ども達にとっては生まれて初めてとなるスキー体験などをおして、大山町の魅力をいっぱい感じていただく交流事業を実施することができました。

3 点目に第 9 回大山町生涯学習大会並びに第 7 回本のあるまちづくり大会についてであります。2 月 2 日、福祉センターなわを会場に開催し、約 500 人の方々に参加をいただきました。午前中は、「百人一首大会」と「親子でいっしょにおはなし会」、午後からはスポーツをテーマとして、北京オリンピックシンクロナイズドスイミング代表の石黒由美子さんの講演とパネルディスカッションを行い、子どもさんから大人まで楽しく学ぶことができました。

4 点目に第 42 回 国体記念スキー大会の開催についてであります。2 月 14 日にだいせんホワイトリゾートで開催をし、ジャイアントスラローム、クロスカントリの 2 種目に、幼児から中学生まで計 163 名のエントリーがあり、熱戦が展開されたところであります。

最後に徴収金関係であります。

未収金の収納に向けてましては 25 年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりであります。また、12 月以降の各課の取り組みについては以下記しているところがございますので目を通していただきたいと思います。以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第 1 号長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条

の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布いたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして報告第2号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布いたしております報告書のとおりでございます。以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（野口 俊明君） ここで施政方針演説の原稿を皆さんにお配りいたします。

皆さんのお手元にわたったでしょうか。そういたしますと、日程第4、施政方針の説明についてを議題にします。平成26年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 平成26年の大山町議会3月定例会の開会に当たり、平成26年度の町政運営に対する所信を申し上げ、議会各位をはじめ、広く町民の皆様にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

まず、我が国の経済状況は、平成20年の世界同時不況に端を発した景気の低迷が長らく深刻な影響を及ぼしてまいりました。平成24年の秋に行われた衆議院議員選挙の結果、再び政権が交代いたしました。昨年は新政権への期待感や政府、日銀の行った経済政策が功を奏し、明るい兆しが見えてまいりました。しかし、地域経済への波及はまだ十分とは言えない状況であります。政府には、長期的な視点からの経済政策を実施し、地方経済の活性化につながるよう期待するものであります。月例経済報告によりますと、輸出の持ち直しや各種政策の効果による下支えにより、景気の回復基調が続くことが期待されておりますが、一方、海外景気の影響によるリスクや、4月に実施される消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれている状況であります。

本町におきましては、政府の経済対策あるいは雇用確保対策と併せ地域経済の

改善を図る各種の施策を推し進めて来たところでもあります。公共事業などの増加や消費税の値上げに伴う駆け込み需要から、建設業を中心に、仕事が増加いたしているところでもあります。業種による格差が広がっている状況であり、地域の経済状況は依然回復には至っていないと認識いたしており、引き続き地域経済の立て直しに努めてまいりたいと存じます。

本町では現在、国の財源の半分を国債の発行に頼っている状況のなか、国・地方公共団体を通ずる歳入・歳出一体改革の必要性は喫緊の課題であります。また、平成 27 年度から始まる合併算定替えの終了による地方交付税の逡減などを踏まえて、引き続き簡素で効率的・効果的な行政システムを構築するため、徹底した行財政改革を推進し持続可能な財政への転換を図って参りたいと存じます。

さて、本町は今年、新大山町誕生 10 年目を迎えます。平成 18 年度に策定した大山町総合計画の理念に基づき町づくりを進めてまいりましたが、この計画が平成 26 年度で終了するため、今年度から新たな総合計画「未来づくり 10 年プラン」この策定を進めています。これまで取り組んできたことを土台とし、さらなる住民の皆さんの参画によるプラン作りと実践。本町の特徴「大山の恵み」、国立公園大山から日本海まで有する豊富な資源、産業や歴史や文化等を、一層活かす、次世代につなぐ町づくり。産業振興・地域活性・子育て支援・福祉の充実等を進めてまいります。町民が安全で安心して暮らせる、元気で賑わいのある、そして若者が住み続けたい魅力ある誇れるまちを目指します。そのための本年の行動目標に「アクション・チャレンジ大山町」これを掲げ「元気・安全・安心・安定」への取り組みを強化します。その最重点テーマに 3 つの柱を定め推進してまいります。

1 つ目は、少子化・定住化対策アクションです。これまでも力を注いではおりますが、各部署の連携を高め、強め、若者の定住化へ、出会い、結婚、妊娠、出産、育児、学童期の切れ目のない子育ての仕組みづくりを目指してまいります。また、移住定住サポートセンターを核として定住促進を図ります。

2 つ目が、産業振興アクションです。本町の特徴、自然、歴史、文化、農林水産業、スポーツ等をいかす、体験型、滞在型、交流型の観光交流ビジネス化へ、大山ツーリズムの構築。そして循環型の農林水産業の展開と担い手確保・育成及び再生可能エネルギー事業の推進してまいります。

3 つ目が、町民参画アクションです。住民・行政・民間力が一体となった「未来づくり 10 年プラン」この策定と実践を進めるとともに、まちづくり地区会議や地域自主組織による自主・自立的活動の推進、また、「元気で長生きのまち」へ、支えあい、助け合い活動の育成、活発化を図ります。

さて、平成 26 年度当初予算案の規模は、一般会計 99 億 4,000 万円、特別会計

63億9,560万2,000円、企業会計4億3,040万8,000円、前年度と比較いたしますと、一般会計は1,000万円、0.1%の増となっております。昨年的一般会計当初予算は町長選挙・町議選挙が行われたこともあり骨格予算といたしておりましたが、名和地区拠点保育所の建設のため、99億3,000万円でありました。平成26年度一般会計予算では、一次、二次の査定を経て99億4,000万円の予算編成といたしたところであります。

それでは、各分野における施策の推進とその指針つきましてご説明申し上げます。

まず、社会基盤・生活環境であります。永年の懸案でありました山陰道の整備につきましては、昨年12月21日に、中山・名和間8.6キロメートルが開通いたしました。この開通により鳥取県内の高速化が図られ県内の活性化が進むものと思われまます。これまで9号線を通行しました車両の約7割が山陰道に流れているとの報告をいただいております。交通量が減ったため、車の運行速度が速まり、事故の危険性も高まります。国道9号線や安全施設の整備、また、山陰道とつながる県道の整備につきまして関係機関に働きかけを進めてまいります。町道整備では、町道退休寺線・山村文珠領線・荘田長田線など10路線の改良工事など、計画的に町道網整備を進めてまいります。橋梁関係では、橋梁の長寿命化を図るため修繕計画に基づき定期点検を進めると共に、老朽化した町道滝坂線大山橋の橋梁架け替え工事や、平成23年の台風12号により流失した町道坊領向原線の橋梁整備を進めてまいります。また、橋梁の長寿命化を図るため修繕計画に基づき定期点検を進めてまいります。また、集落内道路の維持補修に対し、建設機械借上料・補修用材料費を支給してまいります。

住宅施策では、ナスパルタウンの宅地分譲地の販売促進に努めてまいります。また「空き家・空き地バンク制度」の継続や、移住定住サポートセンターを核とした事業の実施により、定住化による人口増加対策の推進と遊休家屋などの利活用による若者定住対策の具体化を目指してまいります。

公共交通対策といたしましては、町内どこの集落に住んでいても利用できる利便性の高い新たな公共交通として「デマンドバス事業」の取り組みを進めておりますが、改善を図りながら利用の促進に努めてまいります。また、交通安全関係団体等との連携を強化し、町民の交通安全意識の普及啓発に努め、交通事故の減少や交通違反の撲滅に努めてまいります。

防災関係では、地震や台風などによるところの災害から、住民の生命、身体、財産の安全と保護を図るため、自主防災組織のさらなる育成強化に努めますとともに、総合防災訓練を行って、防災意識の高揚を図ってまいります。

また、台風などの大雨により、土砂災害の危険性が高い地域の防止対策に取り組

みます。

環境衛生対策では、環境に配慮しながらゴミ処理経費を抑えるため、「ごみのさらなる減量化」を進め、分別収集の徹底などごみの減量化に向けた取り組みを進めてまいります。

上下水道事業対策では、下水道施設の長寿命化に努めるとともに、下水道接続の推進を目指してまいります。

地球環境保全防止・新エネルギー普及の取り組みとして、省資源・省エネルギーなど環境意識の啓発と実践に努めるとともに、太陽光発電やペレットストーブ等の導入を促進します。また、町有地への太陽光発電これの誘致にも取り組んでまいります。

次に産業・雇用についてであります。本町の基幹産業であります農業をとりまく情勢は、農業従事者の高齢化、後継者の不足、農畜産物の価格低迷など多くの課題を抱え、厳しい環境にあります。特に大変革の農政への対応につきまして関係機関と連携をとりながら、日本型直接支払制度の活用、また、がんばる農家プラン支援事業、親元就農者支援事業など担い手農家や農業後継者の育成、新規就農者の支援、農業経営基盤の強化、また耕作放棄地解消に向けた取り組み等を進めてまいります。また、農家所得の向上を目指し、消費者の動向をふまえた、人にも自然にもやさしい大山エコ農業推進モデル事業や農産物の特産品化、高付加価値化を目指した大山ブランド支援事業を継続し取り組んでまいります。

農地の基盤整備につきましては、農業競争力強化基盤整備事業等の実施によりまして、大山山麓畑かん施設の幹線・支線水路工事に継続して取り組むとともに、しっかり守る農林基盤交付金事業等に取り組む、農業環境の整備に努めてまいります。

畜産振興では、畜産関係の臭気対策や酪農・和牛の資質向上対策を継続すると共に、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の予防に努めるなど、環境改善、安定生産と農業所得の向上を図ってまいります。また、耕畜連携を推進をし有機堆肥を使用した安全で品質の高い農産物の生産を目指し、事業実施に必要な施設整備を行ってまいりたいと考えております。

林業振興では、森林の有する多面的機能の持続的な保全を確保する観点から、ナラ枯れ被害対策等森林病虫害駆除や被害木の伐倒駆除、森林整備地域活動支援交付金事業等によって、森林の保全に努めてまいります。

また、森林を侵食する竹木の整備・管理のために、竹及び樹木の粉碎機これを導入してまいります。

水産振興では、漁業資源の継続的な確保を図るため、サザエ・アワビ種苗放流事業への助成を継続し、漁獲量の安定的な確保を図るため老朽化した定置網の整

備を進めます。また漁業後継者の育成を図るとともに、町内 3 漁港の施設の維持管理や漁港区内の漂流物の処理を行い、漁業者の安全確保や利便性の向上に努めてまいります。

商工振興では、雇用の創出として工業団地等への優良企業の誘致に積極的に取り組み、若者の定住と就労の場の確保に努め、地域産業の振興と活性化を図ってまいります。昨年、大山電気が経営を終了いたしました。その跡地にカンコー学生服株式会社が進出することが決まりました。26 年度中において操業の予定であり、今後に大いに期待をします。なお、操業に合わせて工場に通じる町道整備を行う予定といたしております。更に、町内経済活性化策として、今年度まで実施しておりました「個人用住宅等改善助成事業」を廃止をし、新たに自己居住用建物等改善助成事業を創設いたします。

観光面では、大山観光局等と連携して大山ツーリズムの構築を目指します。また、長期にわたり大山で進めておりました街なみ環境整備事業が本年でほぼ終了いたします。観光地としての景観保全、新たな魅力の創造を期待いたすところでもあります。

さて、昨年末の山陰道開通により町内の人・モノの流れは、大きく変わり利便性は向上しました。しかし、反面、町内への影響、特に商業面での影響は大きなものがあると思われまます。これまで一次産品の高付加価値化や地域活性化へ向け、地産地消活動や観光交流産業化への取り組みを推進するため、道の駅「大山恵みの里」や「農産物処理加工施設」を活用し地産地消の普及・定着化や加工品の流通販売システム構築による農業者の所得向上、また「大山ツーリズム推進」等、観光交流産業化へ取り組みを進めてまいりました。

山陰道開通に際し、本年度から商工関係者と共に「大山グルメ食道プロジェクト事業」などその対応策を模索しておりますが、26 年度も継続した新たな商品開発など魅力づくりを進めてまいりたいと存じます。道の駅「大山恵みの里」にとりましても 26 年度は大きな転換期になると思っております。一般財団法人大山恵みの里公社や商工会、恵みの里会など関係機関・団体との連携を図りながら、事業運営を検証し、産地消活動や観光交流産業化への取り組みを推進し、さらに商品の磨き上げや販路開拓、販売促進、新商品の開発を推進をし、農業をはじめとする地域産業の活性化に努めてまいりたいと存じます。

次に保健・医療・福祉・介護についてであります。

保健関係では、保健福祉センターと 3 ヲ所の国民健康保険直営診療所、地域包括支援センターを拠点とした保健・医療・福祉・介護の 4 分野の相互連携を図り、町内医療機関や関係施設等の協力を仰ぎながら、健康診査、健康教育、医療体制や介護予防の強化等に努めると共に、地域・家庭で元気で・安心して生活できる

在宅介護などの充実を図ります。ポリオ、BCGなどの定期予防接種の実施、高齢者の主要な死亡原因でもあります肺炎の予防対策として、75歳以上の方の肺炎球菌ワクチンの接種補助制度を引き続き実施するとともに、子育て支援施策の一環として、乳幼児や小中学生及び妊婦の方へのインフルエンザ予防接種費用の助成を継続して実施してまいります。

また、生活や食習慣の多様化により、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病罹患患者が増加いたしており、医療費を押し上げることに繋がっております。その対策として、健康診査や保健指導事業にも積極的に進めてまいりたいと存じます。鳥取県では、肝臓がんの発症率が国内でも高い比率となっており、その原因となる肝炎ウイルスについての啓発とウイルス検査の受診を推進してまいります。また、固定医が不在となっております大山診療所につきましては、引き続き固定医確保に向け、今後も鋭意努力を続けてまいります。

地域福祉におきましては、「大山町地域福祉計画」に基づき、福祉サービスの充実や適切な利用、社会福祉事業の展開、住民参加の促進を図り、元気で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

町の保健推進員と社会福祉協議会の福祉推進員の連携により、地域の高齢者への保健事業や介護予防活動、支え合い活動等に自主的に取り組んでいただくため創設した「小地域保健福祉活動支援事業」これを継続して実施し、集落における活動を支援すると共に、集落の集会所をバリアフリー化するため、施設改修の助成を行う「生きがい拠点施設整備事業」を、継続してまいります。

高齢者福祉では、老後を健康で生き生きと暮らすことができるよう、生きがい活動支援事業や配食サービス事業、交通手段を持たない高齢者等を対象としたタクシー助成制度、外出支援サービス事業を継続してまいります。

また、認知症につきまして正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため講演会や家族介護教室などを開催し、認知症の方や家族を地域で支えるまちづくり、安心して暮せる町づくりを目指してまいります。

また、健康づくり・介護予防対策のために、3B体操教室・転倒予防教室・水中ウォーキングなどの介護予防事業に取り組んでおりますが、今後も引き続き関係機関、学校、あるいは地域の皆様と連携をとりながら進めてまいりたいと存じます。

障害者福祉では、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、よりよい日常生活や社会生活を送っていただくことが出来るよう障害者総合支援事業、地域生活支援事業を推進し、補装具や日常生活用具の給付、医療費助成、住宅改良助成などの実施により生活の質の向上に努めてまいります。

次に教育・子育て・人権・文化・スポーツについてであります。

教育行政では、保育所運営を含む就学前教育や学校教育、社会教育の充実、そ

して施設の整備などの課題に、的確、且つ迅速に対応していくため、保護者や地域住民の皆さんの視点、意見を加えながら、教育行政の充実に向けた取り組みを展開してまいります。

保育所の再編につきましては、すでに開園しております、中山みどりの森保育園、大山きゃらぼく保育園に続き、本年 4 月から名和さくらの丘保育園が開園いたします。これで予定しておりました 3 地区の拠点保育所の整備が終了いたします。町民の皆さんの期待に応える保育・子育て支援の充実が図れるものと期待いたしています。また県の制度を活用し、第 3 子以降を対象として 2 歳児以降の保育料の無償化を実施してまいります。

幼児教育につきましては、「子ども教育振興計画」に基づく「子ども教育プログラム」の実現にむけ、家庭、保育所、学校が相互に連携し、子どもたちの発達段階に応じた教育の取り組みを進めると共に、保護者や地域社会の方々が子育てに具体的に参加できるよう学習機会を提供し、実践につなげてまいります。

子供たちの学習意欲、探究心、そして集中力を高めるため、読書活動は重要であります。ブックスタートからブックサード事業を実施し、就学前までの子どもやその保護者に読書活動を進めており、中学校までの間での読書習慣の定着を目指します。

新しい食習慣を身に着けることは、子供たちの一生にとって大切なことでもあります。22 年度に策定をした「大山町食育推進計画」の定める基本方針を基に、バランスのとれた食事の大切さや味覚を育てる食生活の必要性の周知、町内の食材を活用した食事の楽しさも提案しながら子どもたちの健全な心身の発達を図りたいと考えています。

子育て支援では、子育て支援センターを拠点として、育児学級やすくすく広場等の各種事業を関係機関と連携をし推進し、放課後児童クラブの実施、ファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援、病後児保育など、町民みんなで子育てを支援する体制づくりを進めてまいります。

なお、少子化対策の取り組みの一つとして、国の事業を活用し、出会いから結婚、妊娠、出産、育児まで切れ目のない、大山町版の安心して産み育てられる子育て包括支援の構築に向け取り組んでまいりたいと存じます。

次に学校教育ですが、自ら学び自ら考える「生きる力の育成」を教育目標として、児童生徒の確かな学力の定着を図ると共に、道徳教育人権教育を通じた豊かな心の育成、体力づくり・健康教育の推進、さらには国際理解教育、地産地消を踏まえた食の指導、地域人材を活用した総合学習などを通して、郷土や地域社会に密着した学校教育を推進します。また、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、大山町教育支援センター「寺子屋」を継続して運営してまいります。学

校給食につきましては、地産地消を進めるため米飯給食をはじめ町内産の食材を使った献立を積極的に取り入れ、併せて食育につきましても推進してまいります。

社会教育では、町民の主体的な学習や実践を支援する条件整備を進めるとともに、子ども会や女性団体、青年団などの地域団体やPTAなどの社会教育関係団体の活動を支援をし、「生涯学習のまちづくり」を目指して地域からのまちづくり活動を一層推進してまいります。公民館活動では、サークル活動など町民の自主的な学習を支援し、更に「大山学」講座やパソコン講座、通学合宿など住民の皆さんの要望を反映したさまざまな講座の提供、その充実を図ってまいります。また、成人や高齢者の方々が自己啓発学習と実践活動もあわせもった「大山カレッジ」を継続して開校してまいります。読書活動の推進につきましても、3地区にある公共図書館を拠点として、その内容を充実するとともに、ブックモバイル車の巡回による町内各所への配本などを通じて、暮らしの中に本のあるまちづくりを進めてまいります。また、町立図書館本館の20周年を記念をし、講演会など記念事業を実施いたしたいと存じます。

人権教育・人権啓発では、「人権施策総合計画」に基づき、人権交流センターや各地区の関連施設を拠点として、同和問題をはじめ女性、障害者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人々の人権を尊重するまちづくりに取り組み、継続的な普及啓発活動を進めてまいります。

文化財行政におきましては、所子集落が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定をされました。本町の大切な歴史遺産として、その保存・活用について推進してまいります。また、「大山僧坊跡」の国史跡指定に向けた取り組みを継続して進めてまいります。

社会体育では、町民の体力づくり・健康づくりを進めるため、幅広い層へのスポーツへの参加を求め、マラソンフェスタ、町民運動会の開催をはじめ、社会体育協会やスポーツ少年団の育成に取り組んでまいります。

国際交流・国内交流の推進として、アメリカテメキュラ市、韓国江原道襄陽郡との中学生による訪問交流により国際化に対応できる人材の育成を図ると共に、小学生による沖縄県嘉手納町との交流を継続・充実してまいります。なお、アメリカテメキュラ市との交流は、今年で20周年を迎えますので、これを記念をし記念事業を実施してまいります。

次に住民自治・行財政についてであります。

初めにも述べましたが、今年之最重点テーマの一つに町民参画アクションを掲げております。まちづくりは、町民のみなさんと行政が協働で施策を進めていくことが極めて重要であります。地方分権の時代、少子高齢化の時代にふさわしい住民自治を推進をし、発展させていくため、住民視点のまちづくりや自治組織の

仕組みづくりについて具体的な取り組みが求められているところでもあります。地域の少子化高齢化が進んだため、これまで集落で取組んでいた年中行事や共同作業ができなくなってきたなど、今後どのように集落活動を維持していくのかということは、身近な、また大きな課題であると認識いたしております。近年多発する災害、豪雪などに対する対応では、集落の共同作業等、支え合い・助け合いの重要性を改めて認識するところでもあります。

まちづくりの軸足をまず、集落、自治会に置き、自らのムラは、自らが考え・守り・つくるこれを基本に「集落の健康診断」をまず行い、出てきた課題の解決について、集落単位、あるいは旧村単位、また大きな課題については町全体の課題としてその解決を模索する取り組みを行ってまいりました、今後も引き続き継続して実施してまいりたいと存じます。

また、平成 21 年から進めてまいりました地域自主組織の取り組みは、昨年、高麗地区で「ふれあいの郷かあら山」が設立され、本年も逢坂地区で「やらいや逢坂」が設立されます。地域自主組織の設立に向けた動きを支援するため、モデル事業に対する助成制度を継続・実施すると共に、地域おこし協力隊などの取り組みによりまして、「地域力強化人材育成アクション」これをを推進してまいりたいと存じます。

広報公聴事業では、行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいせん」・ケーブルテレビ・防災無線業務の集中化を図り、住民自治やまちづくり活動に必要な行政情報の積極的な提供と共有化に努めてまいりました。今後も継続し行政情報の発信に努めるとともに、「町長への手紙」、「聞く耳ボックス」「出前座談会」などによる公聴事業の充実に努めてまいります。

なお、平成 18 年度に策定をいたしました総合計画が平成 26 年度で終了するため、今年度から新たな総合計画「未来づくり 10 年プラン」の策定を進めております。これまでの取り組みを土台として、これまで以上に住民の皆さんの参画によるプラン作りと実践。次世代につなぐ町づくり、産業振興・地域活性・子育て支援・福祉の充実等を進めてまいります。

健全な財政運営では、総合計画後期計画基本計画及び「大山町行財政改革大綱」「集中改革プラン」に基づき、また平成 27 年度から予定されている地方交付税の減を勘案し、健全で持続可能な行財政運営へ努めてまいりたいと存じます。

むすびに、平成 26 年度の予算案総括説明として、その取り組みの方針をご説明申し上げましたが、平成 26 年度予算は、これまでの取り組みや成果を踏まえ、大山町総合計画の基本理念にあります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」これを実現するため、創意工夫をしながら予算編成を終えたところでもあります。

本年の行動目標「アクション・チャレンジ大山町」これを念頭に、これからの10年先を見据えた少子化・定住化アクション、産業振興アクション、町民参画アクションという3つの最重点テーマに本年取り組むことで「元気で、安全・安心そして安定を目指した町づくり」進めてまいる決意であります。

議員の皆様、また町民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成26年度の大山町施政方針の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

ここで休憩いたします。再開は11時30分といたします。休憩します。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 先ほど町長の方から政務報告なり施政方針の説明をいたしましたけれども、その中で各1か所ずつ間違った表現をしてしまいましたので訂正をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（野口 俊明君） はい、許可いたします。

○副町長（小西 正記君） まず最初に、政務報告のところでございますが、観光商工課のところの方で、山陰道の開通後の減少が5%と発言いたしました、10%の減でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） ページを言ってください。

○副町長（小西 正記君） ページ数は政務報告の5ページ、山陰道開通の道の駅の状況についてでございます。その中段の方で、5%というふうに町長の方は発言しましたけれども10%の間違いですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから施政方針演説の3ページの5行目、平成26年度で終了する、それから15ページの下から7行目に平成26年度で終了するというふうに記載しておりますが、これは27年度で終了するというふうに訂正をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） ただ今の副町長の申し出のとおり訂正することに異議がございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。よって副町長の訂正発言のとおり訂正したいと思います。

日程第 5 議案第 7 号から日程第 18 議案 20 号

○議長（野口 俊明君） そういたしますと日程第 5、議案第 7 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例についてから、日程第 18、議案第 20 号 町道路線の変更について（町道旧奈和北線）まで、計 14 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただ今上程いただきました議案第 7 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本案は、名和地区の拠点保育所となる「名和さくらの丘保育園」を、平成 26 年 4 月に開設することに伴い、保育所の名称及び位置を改正するものであります。拠点となる保育所の名称は、町民の皆様から公募し、選考委員会で決定をいたしました。

なお、施行日は平成 26 年 4 月 1 日といたしております。以上で議案第 7 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 8 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、大山町社会体育施設のうち、中山地区内に設置しております大山町下中山水泳プールを廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。大山町下中山水泳プールは、下中山保育所の廃止に伴う利用者の減少に、大規模改修が必要な安全面での故障が重なり、費用対効果等を総合的に勘案した結果として廃止することといたしたものであります。本条例の施行日は、平成 26 年 4 月 1 日といたしているところであります。これで、議案第 8 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 9 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。本案は、平成 25 年 3 月大山町議会定例会において変更議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の追加及び変更が生じたため、計画の一部を変更するものであります。変更内容は、大山町温泉活用促進助成事業、大山町自己居住用建物等改善助成事業、町道 3 路線、農業集落排水施設強化対策事業、人権交流センター下水道接続整備推進事業、移住定住促進事業を追加及び町道 1 路線の変更をするものであります。以上で、議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 10 号 大山町一の谷・大谷・下槇原辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。本案は、一の谷・大谷・下槇原辺地内にあります大山町一の谷集落と県道米子大山線を結ぶ町道一の谷赤松線の道路幅員等の拡張を行い、当該地域における交通利便性の向上と活性化を図るものであります。なお、

計画期間は、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 ヶ年とし、総事業費は 6,540 万円で、その財源内訳は、国庫補助金 3,197 万 5,000 円と一般財源 3,342 万 5,000 円であり、この一般財源 3,342 万 5,000 円のうち 3,200 万円は辺地対策事業債で充当する予定であります。なお、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっております、残りの 20%が町費分となります。以上で、議案第 10 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 11 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。本案は、赤松地内にあります町道滝坂線の大山橋の架け替えを行い、当該地域における通行の安全を図るものであります。なお、計画期間は、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 ヶ年とし、総事業費は 7,400 万円で、その財源内訳は、国庫補助金 3,624 万円と一般財源 3,776 万円であり、この一般財源 3,776 万円のうち 3,650 万円は辺地対策事業債で充当する予定であります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっております、残りの 20%が町費分となります。以上で、議案第 11 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 12 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合計画の策定についてであります。本案は、神田・渡道地内にあります鳥取県フットボールセンターの認定も受けて、平成 25 年 4 月に観光交流拠点としてリニューアルした「夕陽の丘神田」に、大名農免農道から直接至る農道を新たな町道として改良を行い、急増した来場者に対する同施設への通行の安全を図るものであります。また、「夕陽の丘神田」で大会が開催される際には一度に 1,000 人を越す来場者があり、既存トイレの許容量を超過する事態が生じております。そのため、新たに公衆用トイレを整備をし、大会の円滑な運営が行えるよう対策を講じるとともに、既存の和式トイレを全て洋式トイレとする改良を行い、施設全体のバリアフリー化を図るものであります。なお、計画期間は、平成 26 年度、平成 27 年度の 2 ヶ年とし、総事業費は 8,131 万 8,000 円で、その財源内訳は、国庫補助金 2,260 万円と一般財源 5,871 万 8,000 円であり、この財源 5,871 万 8,000 円のうち 5,820 万円は辺地対策事業債で充当する予定であります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっております、残りの 20%が町費分となります。以上で、議案第 12 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 13 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。本案は、退休寺・高橋辺地内にあります名利金龍山退休寺と県道下市赤碕停車場線を結ぶ町道退休寺線を観光道路として新設改良舗装を行い、当該地域における交通利便性の向上を図るものであります。なお、計画期間は、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 ヶ年とし、総事業費は 1 億 145 万円で、その財

源内訳は、国庫補助金 4,979 万 5,000 円と一般財源 5,165 万 5,000 円であり、この一般財源 5,165 万 5,000 円のうち 5,010 万円は辺地対策事業債で充当する予定であります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっており、残りの 20%が町費分となります。以上で、議案第 13 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 14 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。本案は、平成 23 年第 10 回大山町議会定例会で議決をいただきました大山町豊房辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。変更内容といたしますのは、豊房辺地内にあります大山町向原集落と大名農免農道を結ぶ町道蔵岡向原線の道路幅員等の拡張について、国費配分額が減額になったことに伴う辺地対策事業債の増額であります。なお、計画期間は、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 ヶ年、総事業費は 1,000 万円と変更はありませんが、その財源内訳の、国庫補助金が 650 万円から 513 万 5,000 円に一般財源は 350 万円から 486 万 5,000 円となりました。このため、この一般財源のうち辺地対策事業債で充当する予定の額を 340 万円から 390 万円に変更するものであります。また、辺地対策事業債は、後年度に元利償還金の 80%を普通交付税の算定に算入することとなっておりまして、残りの 20%が町費分となります。以上で、議案第 14 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 15 号 町道路線の認定についてであります。町道夕陽の丘神田線であります。本案は、夕陽の丘神田の利用者増大に対応し、万全な管理と利用者の安全を図るため新たに認定をするものであります。新路線は、路線名を町道夕陽の丘神田線とし、路線延長 1,100m、起点を町道上神田線分岐点、終点を第二大名農免農道接続点とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。これで、議案第 15 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 16 号 町道路線の変更について（町道番田線）であります。本案は、既存の路線のうち鳥取県立むきばんだ史跡公園に包まれ町道としての機能がなくなっている部分を廃止をし、町道路線を変更するものであります。この路線は、町道荘田長田線から二級河川妻木川を渡り、県道坊領淀江停車場線とを結ぶその他町道で、荘田から妻木川までは、ほ場内道路として、妻木川から県道までは主に沿線の山林管理に利用されてきました。その後、むきばんだ遺跡が発見され 1999 年 12 月国により町道部分を含め史跡として指定を受け、現在は鳥取県の所有地として保存が図られているところであります。今回、総延長 1,006m の内この部分の 713.9m を廃止をし、終点を県道坊領淀江停車場線の長田字番田山 1104 番 3 先から、妻木川左岸の荘田字砂田 941 番 1 に変更することにつきまして、

道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。これで、議案第 16 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 17 号 町道路線の廃止につきまして（町道豆谷線）であります。本案は、規定の路線のうち大部分が鳥取県立むきばんだ史跡公園に包まれ町道としての機能がなくなっているため、町道路線を廃止するものであります。この路線は、県道坊領淀江停車場線から大山広域農道を交差し、町道山ノ神線とを結ぶその他町道で、主に沿線の山林管理に利用されてきました。その後、むきばんだ遺跡が発見され 1999 年 12 月国により町道部分を含め史跡として指定を受け、現在は鳥取県の所有地として保存が図られているところであります。今回、この部分を廃止するにあたり、道路法第 10 条第 3 項の規定により、いったん全線を廃止することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。なお、今後も必要な区間につきましては、この後の議案第 18 号及び 19 号により再認定をお願いすることといたしているところであります。これで、議案第 17 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 18 号 町道路線の認定につきまして（町道豆谷 1 号線）であります。本案は、先ほど議案第 17 号の廃止の提案をさせていただきました豆谷線の内、北側の部分につきまして必要な区間として新たに認定するものであります。新路線は、路線名を町道豆谷 1 号線とし、路線延長 200 メートル、起点を県道坊領淀江停車場線分岐点、終点を長田字松尾頭 1103 番先とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。これで、議案第 18 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 19 号 町道路線の認定につきまして（町道豆谷 2 号線）についてであります。本案は、先ほど議案第 17 号で廃止の提案をさせていただきました豆谷線の内、南側の部分につきまして必要な区間として新たに認定をするものであります。新路線は、路線名を町道豆谷 2 号線とし、路線延長 161.7 メートル、起点を大山広域農道分岐点、終点を町道山ノ神線接続点とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。これで、議案第 19 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 20 号 町道路線の変更についてであります。（町道旧奈和北線）であります。本案は、既存の路線が狭隘で現道拡幅が困難により新たなルートで整備するため、町道路線を変更するものであります。この路線は、旧奈和集落と大山広域農道とを結び、一般車両、緊急車両の通行に利用され、生活用の道路としての役割を担う重要な道路として現在位置づけられています。今回、大山広域農道とのアクセス強化、地域交通の利便性を向上させることを目的とし拡幅整備を行うため、町道路線の変更を求めるものであります。路線名は町道旧奈和

北線、延長を 100 メートル延伸し、終点を加茂字谷奥 934 番から大山広域農道接続点に変更するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。これで、議案第 20 号の提案理由の説明を終わります。以上よろしくお願い申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

日程第 19 議案第 23 号

- 議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 19、議案第 23 号 平成 26 年度大山町一般会計予算から日程第 36、議案第 40 号 平成 26 年度大山町水道事業会計予算まで計 18 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

- 町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 議案第 23 号 平成 26 年度大山町一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。第 1 条で、平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 99 億 4,000 万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしているところであります。予算総額は、25 年度予算と比較して、額にして 1,000 万円の増、率にして 0.1%の増であります。

次に、第 2 条では、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」によることといたしているところであります。

第 3 条では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表 地方債」によることといたしております。

第 4 条では、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定めております。

第 5 条では、歳出予算の流用について定めております。

平成 26 年度一般会計予算の特徴的なものといしましては、歳入におきましては、町民税の均等割の増加、法人税割の増加などの見込みにより町税総収入は、前年度に比べ 3,654 万 3,000 円増額の 14 億 4,699 万 7,000 円を計上いたしていること、消費税の引き上げに伴い地方消費税交付金を前年度に比べ 2,579 万 5,000

円増額の 1 億 5,993 万 2,000 円を計上していること、また地方交付税は前年度が骨格予算であったことや、政権交代後の地方交付税に対する影響がはっきりしなかったこともあり、本年度は昨年に比べ 1 億 9,400 万円増の 51 億 2,400 万円としていること、また国庫支出金では、臨時福祉給付金事業補助金、街なみ環境整備事業補助金、社会資本整備総合交付金などが主な要因となり、昨年に比べ 2 億 596 万 1,000 円増の 6 億 9,334 万円 2,000 円を計上、町債は、名和地区拠点保育所整備事業が終了したことが要因となり前年度比 3 億 3,910 万円減の 8 億 9,260 万円を計上いたしております。

歳出におきましての、特徴的なものとしては、総務費ではデジタル防災行政無線基本設計等委託に 1,390 万円、文書整理業務委託に 1,085 万 1,000 円、未来づくり 10 年プラン策定業務事業等に 1,356 万 5,000 円、地域おこし協力隊活用事業に 800 万円、集落支援員活用事業に 522 万 2,000 円、番号制度に係るシステム改修委託料に 1,678 万 8,000 円、こうれいコミュニティセンター外壁等改修工事に 850 万円、コンビニ・クレジット収納システム導入委託に 891 万円を計上いたしております。

民生費では、4 月から消費税率引き上げの影響に鑑み、特例的に給付される臨時福祉給付金事業に 7,037 万 3,000 円、子育て世帯臨時特別給付金事業に 1,847 万 6,000 円、また人権交流センター下水道接続工事に 1,296 万円を計上いたしております。

農林水産業費では、耕畜連携を支援するための経営体育成支援事業補助金に 2,600 万円、親元就農者支援事業補助金に 600 万円、小水力発電建設工事負担金に 6,277 万 6,000 円、森林資源保全のため粉碎機の購入など循環型森林資源活用計画推進事業に 742 万 9,000 円を計上いたしております。

土木費の道路新設改良費で、継続事業の施工と合わせて、社会資本整備交付金等を活用して一の谷赤松線、坊領向原線など 14 路線の工事や用地取得などを行い、計画的な道路網整備に取り組む予定であります。また、災害対策として小規模急傾斜地崩壊対策事業に 4,350 万円を計上いたしております。

商工費では、町内の住環境の整備と地域経済の活性化を目指す自己住居用建物等改善助成に 2,060 万円、まちなみ環境整備事業に 1 億円を計上いたしております。

消防費では老朽化した消防ポンプ自動車の更新のため 2,072 万 7,000 円を計上いたしております。

教育費では、不登校児童生徒対応施設教育支援センター寺子屋の運営経費 243 万 9,000 円、小・中学校費として 2 億 2,631 万 9,000 円、退休寺地区の遺跡本調査事業、所子伝統的建物群保存地区保存事業など文化財費に 7,527 万 8,000 円など、家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上、歴史文化の継承などに取り組む予定であります。

公債費は1億1,633万7,000円減の12億5,325万6,000円を計上いたしております。元金償還金が11億943万1,000円、償還金利子が1億4,357万5,000円あります。

予備費は、1,400万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。給与費につきましては、事項別明細書の234ページ、235ページになりますが、特別職が1億8,135万7,000円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして15億2,718万1,000円計上いたしているところであります。

以上で、議案23号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付をいたしております予算の概要につきましてもご覧いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

続きまして議案第24号 平成26年度大山町土地取得特別会計予算についてであります。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26万3,000円と定めております。まず歳入の主なものは第5款財産収入では、第5項財産運用収入で土地開発基金利子26万1,000円を、第15款繰越金では、第5項繰越金で1,000円、第20款諸収入では、第5項町預金利子で1,000円をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきまして、ご説明申し上げます。第10款諸支出金の第5項公有財産取得費で、土地開発基金繰出金26万3,000円を計上しております。以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第25号 平成26年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,281万7,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第5款県支出金第5項県補助金9万1,000円、第20款諸収入第10項貸付金元利収入1,267万7,000円であります。

歳出につきまして説明いたします。第5款総務費、第5項総務管理費310万6000円の主なものは、一般会計への繰出金であります。第10款公債費、第5項公債費971万1,000円は、起債の元利償還金であります。以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第26号 平成26年度大山町開拓専用水道特別会計予算についてであります。本案は大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上いたしております。第1条では、平成26年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,074万5,000円と定めております。

歳入からご説明いたします。第5款管理収入の1,035万円は、計量給水料を計上いたしております。第10款使用料及び手数料の1,000円は、工事検査手数料。第15款財産収入の1万4,000円は、開拓専用水道施設整備基金利子。第20款寄

付金 20 万円は、開拓専用水道加入寄付金。また第 30 款諸収入の 17 万 9,000 円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金であります。

次に歳出につきまして説明いたします。第 5 款総務費の 974 万 5,000 円は、施設管理に要する経費や消費税等を計上いたしております。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 26 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 27 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計予算であります。本案は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関し、貸付収入や、施設の維持管理、借入金の返済等を主に計上した予算であります。平成 26 年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 3 億 4,747 万 2,000 円と定めております。

歳入から説明をいたします。第 5 款分担金及び負担金 30 万円は、新規引き込み工事の負担金を見込んでおります。第 10 款使用料は、主に空き芯線の使用料で 28 万 7,000 円を計上いたしております。第 15 款財産収入は、主に情報通信設備の貸付料で、4,032 万円を計上いたしております。第 20 款繰入金は、人件費分及び公債費相当分そして事業経費分を一般会計から繰入するもので、3 億 473 万 8,000 円を計上いたしております。第 30 款諸収入は、主に電柱支障移転の工事補償金で 182 万 6,000 円を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費 1 億 2,039 万 6,000 円の主なものは、施設保守委託料 6,474 万 5,000 円、共架電柱等の使用料及び賃借料 2,109 万 9,000 円、電柱支障移転に係る工事費 1,113 万円等、施設の維持管理に必要な経費等であります。第 10 款公債費 2 億 2,507 万 6,000 円は、情報通信施設整備に係る町債の償還金であります。15 款予備費は、不測の事態に対処するための財源として 200 万円を計上いたしております。以上で議案第 27 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 28 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算についてであります。平成 25 年度から「大山町夕陽の丘神田」として指定管理者によります運営を行い再出発をいたしました本会計は、本施設を適切に管理運営するための諸費用を計上させていただくものであります。第 1 表におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,343 万 7,000 円と定めております。これは前年度に比べまして 531 万 1,000 円の増となっております。

まず、歳入の主なものは、第 10 款一般会計繰入金 1,263 万 5,000 円、第 20 款辺地対策事業債 1,030 万円であります。

次に歳出につきまして、説明をいたします。第 5 款の一般管理費 1,207 万 1,000 円の主なものは、鳥取県フットボールセンターとして必要となります指導員人件

費約 306 万円、指定管理料 680 万円、仮設トイレ借り上げ料約 82 万円などであり
ます。施設整備費におきましては、屋外トイレ増設のための設計委託料 300 万円、
施設内トイレの洋式化工事費 736 万 6,000 円といたしております。第 90 款予備費
には不測の事態に備えまして 100 万円を計上いたしております。以上で、議案第
28 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 29 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計予算につい
てであります。本案は、大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する歳入歳出
予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 26 年度大山町簡易水道の歳入歳
出予算の総額をそれぞれ 825 万 8,000 円と定めております。

まず歳入の主なものは、第 5 款分担金及び負担金の 10 万 8,000 円、これは水道
工事負担金。第 10 款使用料及び手数料の 565 万 6,000 円は水道使用料。第 20 款
繰入金の 249 万 1,000 円は、一般会計繰入金。第 30 款諸収入の 2,000 円は、預金
利子等であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費の 412 万 9,000 円は、
施設管理に要する経費、第 15 款公債費の 412 万 6,000 円は、企業債元金償還金と
利子であります。第 20 款予備費の 3,000 円は、不測の事態に備えるものでありま
す。以上で議案第 29 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 30 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計予算につい
てであります。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 23 億 1,517
万 5,000 円と定めております。

歳入から款を追って主なものを説明申し上げます。第 5 款国民健康保険税 5 億
7,943 万 1,000 円は、一般被保険者分と退職被保険者等分の保険税を計上いたして
おりますが、税率税額につきましては、5 月の本算定時に決定いたしたいと考えて
おります。第 10 款使用料及び手数料 10 万 8,000 円は督促手数料であります。第
15 款国庫支出金 4 億 5,575 万 7,000 円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金、
及び財政調整交付金が主なものであります。第 20 款前期高齢者交付金 6 億 4,812
万 5,000 円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。第 25
款療養費給付費等交付金 1 億 4,378 万 4,000 円は、退職被保険等の保険給付費に
係る交付金であります。第 30 款県支出金 1 億 2,942 万 1,000 円は、高額医療費共
同事業県負担金、特定健康診査等県負担金、及び財政調整交付金であります。第
35 款共同事業交付金 2 億 3,299 万 3,000 円は、鳥取県国保連合会からの高額医療
費共同事業、及び保険財政共同安定化事業交付金であります。第 40 款財産収入 6
万 3,000 円は、基金積立金の預金利息であります。第 50 款繰入金 1 億 2,377 万 1,000
円は、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員人件費等繰入金、出
産育児一時金繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金を法定により繰入れするも

のであります。第 55 款繰越金 100 万円は、前年度の繰越金として計上いたしております。第 60 款諸収入 72 万 1,000 円は、国保税延滞金、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款総務費 3,856 万 8,000 円は、職員 3 人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものであります。第 10 款保険給付費 15 億 2,321 万 5,000 円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費等を見込んでおります。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 7,505 万 9,000 円は、後期高齢者医療制度の支援金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 43 万 9,000 円は、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。第 25 款老人保健拠出金 2 万 3,000 円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。第 30 款介護納付金 1 億 2,181 万 1,000 円は、介護保険 2 号被保険者に係る納付金であります。第 35 款共同事業拠出金 3 億 1,737 万 3,000 円は、高額医療費共同事業、及び保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金であります。第 40 款保健事業費 3,162 万 9,000 円は、特定健康診査等事業、人間ドック等健診委託料に係る経費が主なものであります。第 45 款基金積立金 6 万 3,000 円は預金利息を国保基金へ積み立てるものであります。第 55 款諸支出金 590 万 3,000 円は、保険税の還付金、及び特別調整交付金に係る国民健康保険診療所特別会計への繰出金が主なものであります。第 90 款予備費 109 万 2,000 円を計上し、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第 30 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 31 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。本会計は、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口の 3 診療所を経営管理するものであります。本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 6,844 万 3,000 円であります。まず、歳入から説明をいたします。第 5 款診療収入 2 億 6,540 万 3,000 円は、三診療所の外来診療収入であります。第 10 款サービス収入 1,140 万円は、大山口診療所が行う訪問及び通所リハビリテーション収入を計上いたしております。第 15 款使用料及び手数料 2,316 万円は、予防接種手数料などであります。第 20 款財産収入 500 万円は、大山診療所 2 階部分の土地建物貸付収入であります。第 30 款繰入金 5,834 万 9,000 円は、施設整備に要した起債償還金への充当及び三診療所運営のための財源補填並びに大山診療所に対する国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものであります。第 40 款諸収入 513 万 1,000 円は、大山診療所 2 階部分の維持管理に要する電気、水道代収入などであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費 1 億 8,105 万 8,000 円

は、職員給与などの人件費と、報償費は派遣医師に対する謝礼金として、旅費は学会参加などの研修旅費として、また需用費は各診療所の維持管理経費として、委託料は建物警備などの保守管理料などを計上いたしております。第10款医業費1億6,696万7,000円は、医薬材料代1億4,760万円、委託料1,257万2,000円は臨床検査委託料など、使用料及び賃借料598万9,000円は医療機器リース料などが主なものであります。第15款公債費2,011万8,000円は、大山診療所及び大山口診療所の施設整備に要した起債償還金の元金と利子であります。第20款予備費30万円は、不測の事態に備えて計上いたしているところであります。以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第32号 平成26年度大山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億285万7,000円と定めております。この予算額は、前年度に比べて677万円の増額、率にして約3.5%の増であります。

まず歳入から説明いたします。第5款保険料1億2,431万円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。第10款使用料及び手数料2万4,000円は督促手数料を見込んでおります。第20款繰入金4,851万5,000円は、保険基盤安定繰入分と事務費を一般会計から繰り入れするものであります。第25款繰越金1,000円を計上いたしております。第30款諸収入7,000円は、延滞金、町預金利子、その他雑入を計上いたしております。

次に、歳出につきまして説明いたします。第5款総務費341万2,000円は、後期高齢者医療システムの保守委託料、また一般通信運搬費が主なものであります。第10款後期高齢者医療納付金1億9,871万5,000円は、広域連合への保険料負担金と事務費負担金であります。第15款諸支出金70万円は、保険料還付金を見込んでおります。第90款予備費を3万円として、財源調整を図っております。

以上で議案第32号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第33号 平成26年度大山町介護保険特別会計予算についてであります。本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ21億4,805万1,000円といたしております。歳入から主なものにつきまして説明いたします。第5款保険料3億9,307万6,000円は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料です。第15款国庫支出金5億3,712万9,000円は、保険給付費に対する国の負担金、財政調整交付金及び介護予防事業等への地域支援事業交付金であります。第20款支払基金交付金5億9,038万円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金として第2号被保険者の負担分が交付されるものであります。第25款県支出金3億1,046万6,000円は、保険給付費に対する県の負担金、地域支援事業交付金であります。第30款繰入金3億1,611万8,000円は、主に保険給付費、地域支援事業費に対する

町の負担金及び職員給与費、事務費の一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費 5,107 万円は、職員給与費及び介護保険システム保守委託料、連合会負担金、認定審査会負担金が主なものであります。第 10 款保険給付費 20 億 1,362 万円は、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費等標準給付費を計上いたしております。第 15 款地域支援事業費 6,203 万 8,000 円は、二次予防事業対象者等の介護予防事業費、包括支援センター運営費を計上しております。第 25 款公債費 1,900 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。以上で、議案第 33 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 34 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、大山町が管理する 17 箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 26 年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 6,414 万円と定めております。歳入からご説明いたします。第 5 款分担金及び負担金の 312 万円は、現年度の新規加入分担金 300 万円と名和处理区、光徳処理区の過年度分担金 12 万円。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 1,061 万 2,000 円は、下水道使用料収入。第 15 款国庫支出金 300 万円は、機能強化対策のための社会資本整備交付金であります。第 25 款繰入金 3 億 4,440 万 5,000 円は、一般会計繰入金。第 35 款諸収入 2,000 円は、預金利子等であります。第 40 款町債 300 万円は、機能強化対策事業の財源として計上いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款事業費の 1 億 3,397 万円は、17 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金及び機能強化対策事業測量設計委託料等が主なものであります。第 10 款公債費 3 億 2,887 万円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、農業集落排水使用料還付金。第 90 款予備費の 120 万円は、不測の事態にそなえるものであります。以上で、議案第 34 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 35 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、大山町が管理する 4 箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 26 年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 9,901 万 3,000 円と定めております。

歳入からご説明いたします。第 5 款分担金及び負担金の 612 万円は、各処理区の花担金収入。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 922 万 9,000 円は、下水道使用料収入。第 15 款国庫支出金 400 万円は、長寿命化対策のための社会資本整備交付金であります。第 20 款繰入金 2 億 7,966 万 2,000 円は、一般会計繰入金。第 30 款

諸収入 3,000 円は、預金利子等であります。

次に歳出につきまして説明いたします。第 5 款事業費の 1 億 1,338 万 4,000 円は、4 箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金及び長寿命化対策計画策定委託料等が主なものであります。第 10 款公債費 2 億 8,452 万 9,000 円は、起債の元利償還金。第 15 款諸支出金 10 万円は、公共下水道使用料還付金。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態にそなえるものであります。以上で、議案第 35 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 36 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計予算についてであります。本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上した予算で、平成 26 年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 4,100 万 7,000 円と定めております。

歳入からご説明いたします。第 25 款諸収入は、主に収益事業収入で、売電収入 4,100 万 5,000 円を見込んでおります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費は 1,971 万 4,000 円で、主なものは、風力発電所保守点検にかかる電気主任技術者賃金 117 万円、施設修繕料 355 万 6,000 円、保守点検業務委託料 594 万円、基金積立金 600 万円、売電事業にかかる消費税 130 万 5,000 円であります。第 10 款公債費は 1,829 万 3,000 円は、町債の償還金であります。第 90 款予備費は不測の事態に対処するための財源として 300 万円を計上いたしております。以上で、議案第 36 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 37 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計予算についてであります。本案は、なかやま温泉に係る温泉の給湯事業及び施設管理等に要する経費を計上いたしております。第 1 条では、平成 26 年度大山町温泉事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 564 万 4,000 円と定めております。

歳入から説明をいたします。第 5 款使用料 363 万円は、ナスパルタウン温泉使用料並びに温泉館等温泉使用料 362 万 4,000 円と温泉スタンド使用料 6,000 円であります。第 10 款繰入金 201 万 1,000 円は、一般会計からの繰入金です。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款温泉館費 464 万 4,000 円は温泉館運営費で、備品等修繕料 76 万 5,000 円、建物火災保険料 13 万 9,000 円、指定管理委託料等の委託料 369 万円、消費税分の公課費 5 万円であります。第 90 款予備費 100 万円は施設管理の不測の事態に備えて計上いたしております。以上で、議案第 37 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 38 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、平成 26 年度に行うナスパルタウン及び大山口駅前住宅団地の土地の売り払い、分譲地の管理費、販売促進費を主に計上した予算でありま

す。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1,727 万 1,000 円と定めております。

歳入から説明をいたします。第 5 款財産収入 1,727 万円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。第 20 款諸収入 1,000 円は預金利子であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款宅地造成事業費 1,727 万 1,000 円の主なものは、ナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼、販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料と大山口駅前住宅団地の購入者への特典制度として定住促進助成金及び、一般会計繰出金を計上いたしております。以上で議案第 38 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 39 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計予算についてであります。本会計は、指定管理者により運営されております大山中の原スキー場に関連する諸費用の管理を行うものであります。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,100 万 9,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第 20 款諸収入で、26 年度分の指定管理納付金 3,079 万 3,000 円を見込んだものであります。

次に歳出につきまして、説明をいたします。第 5 款索道費、第 5 項索道管理費、第 1 項索道管理費 3,000 万 9,000 円の主なものは、中の原グレンデ敷地使用料 1,562 万円、各種団体・イベントへの負担金 194 万円、旧スキー場管理組合として行います魅力向上事業補助金 500 万円、索道事業基金への積立金 731 万 4,000 円であります。不測の事態に備えまして、第 10 款予備費として 100 万円を計上いたしております。以上で、議案第 39 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 40 号 平成 26 年度大山町水道事業会計予算についてであります。はじめに、予算第 2 条業務の予定量であります。給水戸数 5,710 戸、年間総配水量 180 万立方メートル、一日平均給水量 4,932 立方メートルを予定いたしており、平成 26 年度からの企業会計制度の改正に対応した予算を編成いたしているところであります。

まず、予算第 3 条収益的収入及び支出を説明いたします。第 1 款水道事業収益の第 1 項営業収益は、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金等で 2 億 2,710 万 8,000 円、第 2 項営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助、会計制度改正による長期前受金戻入等で 8,174 万 3,000 円を計上し、水道事業収益の合計を 3 億 885 万 1,000 円といたしております。

次に、支出第 1 款水道事業費用の第 1 項営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費等で 2 億 5,534 万 4,000 円、第 2 項営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で 4,533 万円を計上し、水道事業費用の合計を 3 億 279 万 7,000 円といたしております。

次に予算第 4 条資本的収入及び支出であります。収入の第 1 款資本的収入では、企業債の借入、他会計からの補助金等で 3,220 万 6,000 円、支出では建設改良による工事請負費、企業債の償還金などで 1 億 2,761 万 1,000 円を計上いたしております。以上で議案第 40 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） ここで暫時休憩いたします。再開は 14 時 10 分といたします。休憩します。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

日程第 37 議案第 41 号 から日程第 52 議案第 56 号まで

- 議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 37、議案第 41 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）から日程第 52、議案第 56 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）まで計 16 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

- 町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 議案第 41 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、譲与税・交付金等の額の調整、事業計画の変更及び決算見込みによる額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込み等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の追加、地方債の変更等の事由により提案するものでございます。

この補正予算（第 9 号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 366 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 109 億 6,503 万 2,000 円といたしております。

次に、歳入からご説明いたします。特徴的なものとしたしましては、第 5 款町税第 5 項町民税の法人税割の増加で 2,987 万円を追加、第 35 款地方交付税第 5 項地方交付税で、2,903 万 7,000 円を追加、第 55 款国庫支出金第 10 項国庫補助金の教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金を 4,287 万円追加、第 60 款県支出金第 10 項県補助金の総務費県補助金で、地域の元気臨時市町村交付金 1 億 3,540 万円を追加、第 75 款繰入金第 5 項特別会計繰入金で宅地造成事業特別会計繰入金 2,182 万円を追加いたしております。また、80 款繰越金で実績に伴い繰越金 7,904 万円を追加いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。歳出につきましても、それぞれの事

業の決算見込みによる増減で、事業費の減額が大半であります。それでは今回の歳出補正で増額をいたしております、特徴的なものについてのご説明をいたします。第10款総務費第5項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金1億9,328万円を追加、第15款民生費第5項社会福祉費の社会福祉総務費で地域少子化対策強化交付金事業561万4,000円、老人福祉費で後期高齢者医療費給付費負担金762万3,000円を追加、第20款衛生費第5項保健衛生費の診療所費で、財源補てん分として国民健康保険診療所特別会計繰出金1,856万3,000円を追加、第30款農林水産費第5項農業費の農地費で、農業競争力基盤整備事業及び東伯中央地区広域農道整備事業追加負担金などとして負担金6,274万3,000円を追加、第50款教育費第15項中学校費の学校管理費で、名和中学校校舎及び体育館改修工事費として1億4,000万円の追加であります。人件費につきましては、明細書57から59ページにありますように特別職・一般職あわせて6,375万8,000円の減額であります。

次に第2条では、翌年に繰越して使用することができる経費を「第2表繰越明許費」で13事業4億347万2,000円の追加をいたしております。第3条では、債務負担行為の追加及び変更について、「第3表債務負担行為補正」によることとし、9件の追加及び1件の変更を行っております。

また、第4条では地方債の変更について、「第4表 地方債補正」によることとし、公共事業等債をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて1億2,880万円減額変更を行っております。以上で、議案第41号の説明を終わりますが、お手元に配付いたしております平成26年3月定例会補正予算の概要についてもご覧いただければと存じます。

次に議案第42号 平成25年度大山町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。本案は、大山インターチェンジ工業団地敷地の売買契約が成立することとなりましたことに伴い、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,053万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,073万8,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第5款財産収入を2,053万8,000円の増額で、大山インターチェンジ工業団地敷地3,563平方メートルの売却代金であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第10款諸支出金を2,053万8千円の増額とし、土地開発基金への繰り出し金といたしております。以上で、議案第42号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第43号 平成25年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算の総額1,622万8,000円に歳入歳出それぞれ154万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,468万3,000円とするものであります。

補正内容について、歳入からご説明いたします。第 5 款県支出金 8,000 円の減額は、償還推進助成金であります。第 10 款繰入金 1,000 円の減額は、一般会計からの繰入金であります。第 20 款諸収入の 153 万 6,000 円の減額は、貸付金元利収入であります。

次に、歳出につきまして説明いたします。第 5 款総務費の 250 万 9,000 円の減額は、償還推進事業に係る旅費 9,000 円の減額並びに一般会計への繰出金 250 万円の減額によるものであります。第 10 款公債費 96 万 4,000 円の増額は、繰上償還による元金償還金の増額であります。以上で、議案第 43 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 44 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 1 号)についてであります。本案の主な補正内容は、歳入は繰越金及び寄付金の増額、歳出は総務費の増額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 690 万円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,741 万 7,000 円とするものであります。

歳入から説明いたします。第 15 款財産収入 1,000 円の増額は、基金利率の上昇による増額であります。第 20 款寄付金 290 万円の増額は、中山町開拓水道委員会の解散に係る財産寄付による増額であります。第 25 款繰越金 399 万 9,000 円の増額は、繰越金の増額であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費第 5 項総務管理費 690 万円の増額は、開拓専用水道施設整備基金の積み立てによる増額であります。以上で議案第 44 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 45 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。本案は、保守委託料等に係る入札による額の確定等に伴い、所要の増減を行い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 440 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5,800 万 6,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款分担金及び負担金 6 万円の増額は、新規加入者増による引込工事に係る負担金の増であります。第 20 款繰入金 380 万 1,000 円の増額は、人件費、公債費及び施設管理費の決算見込減により一般会計からの繰入金を減額するものであります。第 30 款諸収入 65 万 9,000 円の減額は、電柱移転工事に伴う伝送路支障移転工事の入札減による補償金の減額と消費税還付金の増額によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。総務費 403 万円の減額の主なものは、入札減に伴う委託料 218 万 4,000 円の減額、行政 V L A N 使用料にかかる拠点数の訂正に伴う使用料及び賃借料 75 万円の減額、D - O N U 購入費の確定による減額および取材車輛購入の入札に伴う備品購入費 60 万円等の減額であります。公債

費 37 万円の減額は、過疎債の額の確定による償還金利子の減額であります。以上で議案第 45 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 46 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。本案は、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 79 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,982 万 3,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款寄附金を 10 万円の減額、第 10 款繰入金を 69 万 7,000 円の減額といたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。第 5 款総務費で自動車購入経費を 79 万 7,000 円の減額といたしております。第 2 表債務負担行為補正であります。消費税の増税分及び高額備品のリース料分としまして指定管理料の限度額を 300 万円増額をし、平成 29 年度までの限度額を 2,400 万円といたしております。以上で、議案第 46 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 47 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてであります。本案は、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 5,165 万 3,000 円を減額をし、歳入歳出予算総額をそれぞれ 23 億 3,357 万 7,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款国民健康保険税 5 万 4,000 円の増は、一般被保険者分、退職被保険者等それぞれ収納額の見込みによるものであります。第 15 款国庫支出金 1 億 2,040 万 5,000 円の減は、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の減額が主なものであります。第 25 款療養給付費等交付金 484 万円の増は、過年度分の追加交付によるものであります。第 30 款県支出金 1,397 万 7,000 円の減は、財政調整交付金の減額によるものであります。第 35 款共同事業交付金 7,796 万 8,000 円の減は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の実績による減額を見込んでおります。第 40 款財産収入 15 万 8,000 円の減は、国保基金に係る利息の減額によるものであります。第 50 款繰入金 3,877 万 6,000 円の増は、一般会計からの繰入金を 122 万 4,000 円の減額、また、国保基金からの繰入金を 4,000 万円増額するものであります。第 55 款繰越金は、前年度からの繰越金で 1,671 万 9,000 円の増額といたしております。第 60 款諸収入は、実績で 46 万 6 千円の増額を見込んでおります。

次に、歳出につきまして説明いたします。第 5 款総務費 172 万 8,000 円の減は、職員給与費の減額が主なものであります。第 10 款保険給付費 1 億 2,944 万 4,000 円の減は、被保険者の療養給付等の減額を見込んでおります。第 20 款前期高齢者納付金等は、6 万 5,000 円の減額を見込んでおります。第 35 款共同事業拠出金 2,151 万 8,000 円の減は、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の

減額によるものであります。第 40 款保健事業費は、特定健康診査等委託料の 148 万 2,000 円の減額、また、人間ドック健診委託料は受診者の増により 160 万円の増額といたしております。第 45 款基金積立金は、預金利息の減により 15 万 8,000 円の減額といたしております。第 55 款諸支出金 62 万 7,000 円の増は、特別調整交付金に係る国民健康保険診療所特別会計への繰出金を増額するものであります。第 90 款予備費を 51 万 5,000 円増額をし、歳入歳出の調整を行うものであります。

以上で、議案第 47 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 48 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 3 号)についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 879 万円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 7,104 万 9,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款診療収入は、外来収入の見込み減により 2,580 万円を減額するものであります。第 10 款サービス収入は、通所リハビリテーション費の収入の見込み増により 87 万円を増額いたしております。第 15 款使用料及び手数料は、予防接種手数料などの見込み減により 240 万円を減額するものであります。第 30 款繰入金は、外来収入等の減額により歳入歳出の均衡を図るため、繰入金を 1,919 万円増額いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款 総務費 236 万 6,000 円の減額は、主に職員給与、嘱託、臨時職員賃金の精査によるものであります。第 10 款医業費 642 万 4,000 円の減額は、主に医薬材料代と委託料の見込み減によるものであります。以上で議案第 48 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 49 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 402 万 1,000 円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 9,206 万 6,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款保険料 20 万円の減額は、特別徴収の減額と普通徴収の増額の合計によるものであります。第 20 款繰入金 420 万 3,000 円の減額は、保険基盤安定繰入金の減額と、広域連合の共通事務費負担金の減額による繰入金の減額の合計によるものであります。第 25 款 繰越金は 38 万 2,000 円の増額であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費 74 万 8,000 円の減額は、主に通信運搬費と後期高齢システム保守委託料であります。第 10 款後期高齢者医療納付金 307 万 3,000 円の減額は、広域連合から示された軽減分の保険料負担金の減額と共通事務費負担金の減額の合計によるものであります。第 15 款諸支出金 20 万円の減額は、保険料還付であります。以上で議案第 49 号の提案理由の説明を

終わります。

続きまして議案第 50 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,312 万 1,000 円追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 7,005 万 2 千円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款保険料 619 万円の増額は、納付・徴収見込によるものであります。第 15 款国庫支出金 688 万 9,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 747 万 6,000 円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費交付金の追加交付によるものであります。第 25 款県支出金 245 万円の増額は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金の追加交付によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 10 款保険給付費 2,670 万円の増は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものであります。第 15 款地域支援事業費 169 万円の減は、包括支援センター運営費及び任意事業の実績見込みにより減額するものであります。以上で、議案第 50 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして 議案第 51 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)についてであります。本案は歳入は分担金、使用料及び繰入金の減額、歳出は、事業費の減額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、892 万円を減額し、歳入、歳出それぞれ総額 4 億 5,905 万 4,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款分担金及び負担金 53 万 5,000 円の減額は、加入者の減によるものであります。第 10 款使用料及び手数料の 404 万 6,000 円の減額は、使用料の減によるものであります。25 款繰入金 433 万 9,000 円の減額は、事業費の減額によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款事業費第 5 項総務管理費 145 万円の減額は、共済組合負担金、消費税の確定によるものであります。第 10 項農業集落排水事業費 747 万円の減額は、処理場維持管理委託料の確定等、事業費精査による減額であります。第 10 款公債費は起債償還の財源として、使用料を充当するための財源組み替えであります。以上で、議案第 51 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 52 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。収入は分担金の増額、使用料及び他会計繰入金の減額、歳出は事業費の減額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 528 万 7,000 円を減額し、歳入、歳出それぞれ総額 4 億 1,023 万 1,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款分担金 164 万円の増額は、加入者の増によるものであります。第 10 款使用料及び手数料の 78 万 8,000 円の減額は、使用料の減によるものであります。第 20 款繰入金 613 万 9,000 円の減額は、事業費の減額によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款事業費第 5 項総務管理費 7 万 6,000 円の増額は料金改定にともなう下水道料金システム改修委託料によるもの、151 万 3,000 円の減額は、共済組合負担金、消費税の確定等によるものであります。第 10 項公共下水道事業費 385 万円の減額は、処理場維持管理委託料の確定等、事業費精査による減額であります。第 10 款公債費は起債償還の財源として、分担金を充当するための財源組み替えであります。以上で、議案第 52 号の提案説明を終わります。

続きまして議案第 53 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 5 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,983 万 6,000 円と円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 15 款繰入金の 82 万円の増額は、一般会計からの繰り入れによるものであり、ます。第 25 款諸収入の 87 万円の減額は、売電収入の決算見込減によるものであります。

次に歳出につきまして説明いたします。第 5 款総務費の 5 万円の減額は、変電設備機器の修繕のための施設修繕料 32 万 4,000 円の増額、入札減に伴う保守点検委託料 21 万円の減額、及び消費税確定による 16 万 4,000 円の減額であります。以上で、議案第 53 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 54 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 万 5,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 725 万 4,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 10 款繰入金の 19 万 4,000 円の減額は、一般会計からの繰入金を減額をし、第 15 款繰越金の 1,000 円の減額は、前年度繰越金を減額するものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款温泉館費の 19 万 5,000 円の減額は、なかやま温泉案内看板設置工事請負減による工事請負費 5 万円の減額と消費税額の確定による公課費 14 万 5,000 円の減額をするものであります。また、平成 26 年 4 月から消費税及び地方消費税の税率改定が行われることに伴い、平成 26 年度から平成 27 年度までの指定管理期間において、中山温泉館指定管理料の消費税税率増加分について限度額 20 万円を第 2 表債務負担行為で計上するものでありま

す。以上で議案第 54 号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 55 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算の総額 2,485 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 1,884 万 8,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,370 万円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款財産収入 1,886 万 6,000 円の増額は、7 区画の販売が見込まれることになったことによる、土地売払収入の増額によるものであります。第 20 款 諸収入 1 万 8,000 円の減額は、その他雑入の減額によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款宅地造成事業費 1,884 万 8,000 円の増額は、需用費、負担金補助及び交付金の不用額についての減額、及び一般会計への繰出金の増額によるものであります。以上で議案第 55 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 56 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算(第 3 号)についてであります。本案の補正内容といたしまして、収益的収入及び支出と資本的支出について補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出の、収入でございますが、第 1 款水道事業収益第 3 項特別利益目 2 過年度損益修正益 165 万 6,000 円の増額は、固定資産台帳見直しに伴う調整による増額によるものであります。

続いて、支出でございますが、第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用 493 万 7,000 円の減額は、委託料、修繕費等の減額によるものであります。第 2 項営業外費用 12 万 5 千円の減額は一時借入金利息の減によるもの、第 3 項特別損失は、固定資産台帳見直しに伴う調整により 656 万 9,000 円の増額でございます。

次の資本的支出でございますが、第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費 1,493 万 8,000 円の減額は、用地取得費、委託料、工事請負費の減によるものであります。以上で、議案第 56 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(野口 俊明君) これで平成 25 年度補正関係の提案説明を終わります。

議案第 41 号

○議長(野口 俊明君) これから、議案第 41 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)について、質疑を行います。この定例会の質疑におきましては基本的に担当委員会に関しましては自粛するということで委員会の方で質疑していただくことになっていきますのでよろしくお願いいたします。基本的にです。(「補正は違うでしょう」と呼ぶ者あり)いや、補正も含めて補正も委員会で質問できますか

ら。「だって、採決までするんです」と呼ぶ者あり)ない場合には認めます。ですから担当の方でない方から受付けたいと思います。担当課でない人から。

そういたしますとこれから議案第 41 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(9 番 野口 昌作君) 議長、9 番。

○議長(野口 俊明君) 9 番 野口昌作君。

○議員(9 番 野口 昌作君) まずは 6 ページですけども、小水力発電所建設工事負担金というもので繰越明許費が見てありますけど、この小水力発電所、この建設はどの程度まで進んでいるかということをお尋ねいたします。

それから 5 ページ、明細書の方の 5 ページに広域入所負担金で 474 万 5,000 円の増加になっておりますが、これは何人ぐらいの広域入所があったりしてこういう金額が出てきたかということをお尋ねいたします。

○議長(野口 俊明君) 野口議員にお願いします。マイクの位置、声を大きくしてください。

○議員(9 番 野口 昌作君) それから 33 ページで、児童手当が 490 万円も減額になっておりますが、扶助費の中でこれ、どういうわけでこんなに減額が出るんだろうなというぐあいに思ったりしますのでその辺の説明をお願いいたします。以上でございます。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) これよりの 25 年度の補正予算につきましてはそれぞれ担当より答えさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○農林水産課長(山下 一郎君) 議長、農林水産課長。

○議長(野口 俊明君) 山下農林水産課長。

○農林水産課長(山下 一郎君) 1 点目の小水力発電の工事の進捗状況ということでございますけども、県の方の事業で、下蚊帳ダムの方に水力発電の工事をしているところでございます。当初は 25 年度にはだいたいの目鼻がつくという予定で進めておりましたけども、機種の変更等もございまして、今やっと本体発注になったというところがございますので、一応事業完了は 26 年度末を目途に工事をするというところで今進めております。以上です。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) 議長、幼児教育課長。

○議長(野口 俊明君) 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) ご質問にお答えいたします。この広域入所負担金は町外からの児童を受け入れるものでございます。当初 7 人を想定しておりましたが、16 人入所しているということでございます。以上でございます。

- 住民生活課長(森田 典子君) 議長、住民生活課長。
- 議長(野口 俊明君) 森田住民生活課長。
- 住民生活課長(森田 典子君) ご質問にお答えいたします。児童手当の減額の補正のことにつきましてのご質問に対しましてですが、金額が大きめだということですが、当初の見込みが過大に見込んでおりましたことと、児童の数が実際のところ少なくなったと。出生や転出により少なくなったといったことが原因でございます。以上です。
- 議長(野口 俊明君) 他にありませんか。
- 議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。
- 議長(野口 俊明君) 7番 大森正治君。
- 議員(7番 大森 正治君) まず説明資料の方の27ページですが、民生費福祉総務費その中に説明の中にありました、説明いただきましたけども、地域少子化対策強化交付金事業いくつかありますけども、これが賃金とか旅費とか次のページにも需用費とか、このタイトルと中身とよく分からないんですが、具体的にどういふ事業なのかここでご説明いただきたいと思っております。

それから2点目としまして、先ほど野口議員からもありましたが、関連のところになるかもしれませんが33ページから34ページ、5ページになりますが、民生費が2,100万円の大きな減になっておりますけども、そのうち先ほどの児童手当の減も見込み違い、過大に組んでいたということが分かりましたけども、そのほかですね34ページにあります保育所費の賃金、特に臨時職員賃金、これが600万円も減になっておりますが、この辺の詳細を理由を示してください。

それから3点目ですけども、初めの方の債務負担行為補正のところです。第3表、8ページになりますがはじめのほうの、いろいろありますけどもその中の自己居住用建物等改善助成事業、新規事業なわけですけども新年度からの、この補正での債務負担行為載せるふうになった、ちょっとその辺の事情がよくわからないものですから詳細を説明してください。以上です。

- 企画情報課長(戸野 隆弘君) 議長、企画情報課長。
- 議長(野口 俊明君) 戸野企画情報課長。
- 企画情報課長(戸野 隆弘君) 失礼いたします。地域子育て支援対策事業の件で27ページにありますこの事業の具体的な事業ということで分かりにくいということでもございました。この事業につきましては企画情報課、保健課、そして幼児教育課がそれぞれ具体的な事業を担当しております。

事業の内容につきましては、出会いから結婚、妊娠、出産、乳幼児期、学童期の子供の子育て支援のということでございますけども、この予算書の中にあります中で説明させていただきますと、賃金でありますけども、102万2,000円組んで

ございます。このうち 30 万 8,000 円が産後ケア事業でありまして、また 89 万 4,000 円がハンドブックの作成等に係る臨時職員の賃金であります。102 万 2,000 円はそれを合計した金額でございます。それとその下の報償費の方で、165 万円を組んでございます。このうちの 4 万円が親デビュー支援の事業であります。また 131 万円が子育てセミナー等の報償費関係でございます。旅費につきましては 76 万 8,000 円が組んでございますけど、これはこのシステムの調査研究のための視察等の旅費でございます。次のページにございます消耗品の方ですけども、80 万組んでございますけども、うち 15 万 5,000 円が産後ケアあるいは親デビュー支援保健課の関係でございます。残りの 64 万 5,000 円がこれも保健課ですけども親デビュー支援の関係であります。

少し飛ばしまして、委託料の方で、婚活セミナーの開催委託料とありますけども、これは当課が担当いたします婚活セミナー、今単町で団体等が行っていただくことについて支援をしとりますけども、今回こちらの事業で取り組みますのはより継続的、計画的な内容をもって民間団体等の方に委託をするという形で行いたいというもので計画しとります。また子育て喚起支援委託料 21 万 4,000 円は幼児教育課の関係になりますけども子供見守りなり、お泊り保育関係の事業費でございます。以上です。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) 議長、幼児教育課長。

○議長(野口 俊明君) 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) ご質問にお答えします。臨時賃金の減でございますが、これは特に未満児の園児の退所等によります減によりまして、臨時を代替えの方で対応したり、それから延長保育の利用につきましても当初の見込みよりも少なかったということが主な原因でございます。以上です。

○観光商工課長(福留 弘明君) 議長、観光商工課長。

○議長(野口 俊明君) 福留観光商工課長。

○観光商工課長(福留 弘明君) 失礼いたします。債務負担行為補正につきましてのご質問でございます。ご質問は自己居住用建物の改善事業の債務負担行為の理由でございましたけれども、わたくしが申し上げることでないかも知れませんが、今回の債務負担行為の追加は理由はみな一緒でございます。現段階で来年度以降の債務負担行為をご議決いただくことによりまして、4 月 1 日から始まります新年度の予算執行の準備ができると、ご質問の件でいきますと、町報と有線テレビ等で制度の周知が公に可能になるというために手続的に今回補正で債務負担行為の議決をお願いするといったものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

○議員(6 番 米本 隆記君) 議長、6 番。

- 議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） 1点お聞きします。43ページ・・
- 議長（野口 俊明君） マイクを。
- 議員（6番 米本 隆記君） すいません。43ページ、工事請負費、案内看板設置工事費が650万減額になっておりますけど、この減額の理由とこれほどこの設置だったかということをお聞かせ願いたいと思います。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまお尋ねの工事請負費、看板の工事請負の減額理由でございますが、25年度予算におきまして山陰道上り下りそれぞれ1カ所、2カ所の看板の予算計上をいただいております。ご承知のとおり12月の21日に下り線が、といいますか、西側方面行きが開通をいたしましたところでございますが、開通いたしまして実際に自走して気が付いたといいますか、分かりましたことに、橋が非常に多いために当初候補にいたしておりました地点、3カ所くらい想定していたんですが、いずれも車から見ますと数秒、5秒、6秒、8秒といったような視認時間しかないことが開通後判明をいたしました関係で、今年度の事業執行を見送らしまして、来年度の当初予算におきまして改めてお願いをさせていただきたいということでございます。なお、設計費につきましては予定どおり設計の方は行ってございまして今後、法的な手続きを行なった上で来年度予算認めていただいたのちに設置をさせていただきたいというものでございます。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。
- 議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。
- 議員（12番 吉原 美智恵君） ページ数で39ページ畜産業費ですけれども、臭気対策の委託料が減額になっております。その説明をお願いします。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 減額の主なものにつきましては、養父市からの水の運搬ということで当初は、業者さんの方に委託をして養父市での処理水をここまで運んでくるということで予算化をしておりましたけれども、使う量が少量であったということもございまして、職員の方で対応したのでその分について書いとりますように56万7,000円の減額というところが主なものでございます。以上です。
- 議員（12番 吉原 美智恵君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。
- 議員（12 番 吉原 美智恵君） そうしますとモデル事業今やってると思うんですけども、今の現状というか何件の農家に対応されていて、また成果の出ているところがあるのかどうか、そういう調査をされているのかお願いします。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。
- 農林水産課長（山下 一郎君） モデル的に一応 3 カ所で今取り組んで、8 月から取り組みました。それで対象農家ということで実質的には 6 カ所の農家に対しまして実際に処理水を使ったところと、それと同程度の同じ規模の農家さんとを比較対比するために計 6 カ所で臭気等の採取をしながら、試験を行ってきました。結果といたしましては、なかなかこの分析、ちょうど昨日報告会をいたしまして結果について数値的になかなかいいものが出なかったというのが現実でございました。

ただ、やはり、取り組んでいただいた農家の皆さんにおかれましては、今年で 2 年目の取り組みということもございますけども、それぞれの農家さんについては豚であればやはり豚舎内の臭気が以前より少なくなったということは非常に感じておられるということもございますし、また豚については非常におとなしくなっていて、もの食いもいいというような状況の報告もいただいております。また牛舎、乳牛関係では尿だめ槽、そういったところの臭気測定を比較検討しながら行ったところですけども、数値的なものは夏場から冬場にかけてはやはり寒さの影響、気温の影響で臭気自体は下がっています。比較対象とした場所も同じように下がったという傾向がございます、その辺で処理水を使ったので下がったのか、いう部分がはっきりしない部分がございます、まだこの検証につきましては神戸大学の先生にも養父市の方がお世話になっているということもございますので、今取りましたデータを神戸大学の方でも考察をしていただきながら、ということで考えているところでございます。ただ、今現時点での試験結果については聞いたということが立証できないというところの結果でございました。以上です。

- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。
- 議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 17 ページ中ほどにあります一般管理費の 14 使用料及び賃借料の有料道路使用料 9 万 7,000 円です。当初予算では 15 万円ですが約 65% の増額補正が必要になった理由をお聞きしたいと思います。

同じく、住宅借上料 48 万円の減額ですが、24 年度決算も 25 年当初予算でも 115 万 2,000 円が、なぜ 48 万円も安くなったのかお聞きしたいと思います。

その下の西部広域行政管理組合負担金 383 万 1,000 円ですが、当初予算 1278 万 6,000 円に対して約 30%の増額補正です。その理由をお聞きしたいと思います。

19 ページ 中ほどの地域活性化支援事業交付金 400 万円の減額補正ですが、途中に補正があったのかもしれませんが、当初予算 800 万円に対し、半額になった理由をお聞きしたいと思います。

その下にある移住定住奨励金です。今各自治体が移住定住に力を入れる中で、当初予算 60 万円に対し、今回その 60 万円全額を削除される理由をお聞きしたいと思います。

21 ページ上にあるデマンドバス運転業務委託料。100 万円の減額ですが、当初が 2535 万 3,000 円ですから、24 年度決算と比較して 363 万円ほど利用が伸び悩んでいるというふうに読み取れるわけですが、100 万円を減額する理由をお聞きしたいと思います。

28 ページ目、社会福祉総務費の 20、扶助費の特定新規学卒者就職支度金 20 万円の減額ですが、当初は 27 万 5,000 円の予算が組んであります。おそらくその金額が必要なくらいの対象者がおられたために予算計上されたと思いますが、7 割近い 20 万円という金額を減額される理由をお聞きしたいと思います。

33 ページ一番下の母子福祉費の扶助費のひとり親家庭児童生徒小中学校入学支度金 7 万円の減額ですが、当初予算では 10 万円でしたから、おそらくその金額が必要なくらいの対象者がおられたために予算計上されたと思いますが、大半の 7 万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

35 ページ一番下の保健衛生費の予防費の扶助費の風疹ワクチン接種緊急事業です。73 万円の減額ですが、6 月議会で 146 万円の予算で議決をしました。今回丁度半額の 73 万円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

38 ページ、農業振興費の報償費の射撃練習奨励金 35 万円の減額です。当初予算を見ますと 35 万円で、今回全額減額される理由をお聞きしたいと思います。

39 ページ畜産費の和牛増頭対策推進事業補助金 372 万 6,000 円の減額ですが、当初予算では 570 万でしたから、約 65%の減額ですが、理由をお聞きしたいと思います。

40 ページ、一番上の農地費の負担金補助及び交付金の中山 2 期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金 2208 万 6,000 円です。当初予算では 250 万でしたから実に 8.8 倍の補正予算ですが理由をお聞きしたいと思います。同じく負担金補助及び交付金の一番下にある単町農林業施設整備事業補助金 50 万円の減額です。当初予算も 50 万円ですが、今回すべてを減額される理由をお聞きしたいと思います。

42 ページ、林業振興費の委託料の被害木空中探査委託料 54 万 2,000 円の減額ですが、当初は 100 万円でしたが、半額以下になった理由をお聞きしたいと思いま

す。

45 ページ、2 道路新設改良費の工事請負費の町道改良工事（単町事業）400 万円の減額ですが、当初予算は 850 万円です。約半分になっていますが理由をお聞きしたいと思います。その下の 17 公有財産購入費の用地取得（単町事業）9 万 4,000 円の減額ですが、当初予算も 9 万 4,000 円です。今回すべてを減額される理由をお聞きしたいと思います。その下の 22 補償補てん及び賠償金の立木電柱等補償金（単町事業）39 万円の減額ですが、当初予算では 50 万円です。率にすれば 78% の減額補正になります。理由をお聞きしたいと思います。

47 ページ、5 防災対策費の工事請負費の津波避難経路整備工事 100 万円の減額ですが、なぜ減額になったのか理由をお聞きしたいと思います。

49 ページ一番下の 2 教育振興費の扶助費の就学援助費 63 万円の減額と特別支援教育就学奨励費 20 万円の減額です。当初予算では各学校ごとに書かれていますから、積み上げた結果が就学援助費 516 万 7,000 円であり、特別支援教育就学奨励費 78 万 6,000 円だと思えますが、今回就学援助費 63 万円と特別支援教育就学奨励費 20 万円が減額になった理由をお聞きしたいと思います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず総務課の方からお答えします。17 ページの有料道路通行料ですが、この通行料に関しましては総務課の方で一括して払っております。大阪、広島等へ出張の際、高速道路を使いますので、この経費が予算よりもかなり上がったということをご了解いただきたいと思えます。それから住宅借上料ですけれども町の方で職員用に借り上げておりました住居が必要なくなりましたので、その必要なくなった分を減額したという形でございます。それから、47 ページの津波避難経路整備工事ですけれども、2 カ所予定しておりました分の 1 カ所が地元の方と用地の交渉等が長引きまして、これにつきましては今年度でなく次年度で対応するというふうに考えております。以上です。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。私の方からは 3 点お答えをさせていただきます。初めに西部行政管理組合の負担金の増額の件ですけれども、これは一般管理費の増額によるものでございます。

2 点目に 17 ページ、失礼しました 19 ページ、地域活性化支援事業交付金 800 万円の予算に対して、400 万円の減額であるがということございました。これにつきましては、この事業は集落で集落の健康診断をしていただいてそれに基づいて必要な場合は、活性化の事業に取り組むということで 3 年スパンの計画を立てて

いただいて事業に取り組んでいただくというものでございます。これについて今年度については実績が少なかった、新たに取り組むをされるところがなくなってきたというようなこととございます。今年度の実績としましてはソフト事業が18、ハードが3と、ということで実績の予定でございますけれども、そういうところでございます。24年度の実績では800万を超えますので傾向としてはそういう事業に取り組める力のあるところが取り組みをされて、あとそういう事業にも取り組めないところが残ってきているのかなというふうに思っておるところです。

それと移住定住の奨励金の60万円分の減額でございます。この60万円につきましては、移住定住の事業をいくつかしておりますけれども、この分につきましては自治会等が町外者を町内に転入させるような取り組みを行って、その結果が出たという場合に補助するものでございます。20万円の3集落ということで予定しておりましたけれども、実績がなかったというところでございます。

それともう1点ございました。デマンドバスの運転業務の委託料の100万円の減でございます。この委託料につきましてはコールセンターの委託料、それから運行委託をしております2社の業務の実績ということと出してくるわけですが、これは人員を配置していただく必要があつてそのための委託をしているわけですが実際に車が出て動いておる時間は1時間1,200円、待機はしておられるけれどもその時間お客さんがなくて、待機しておられるだけという場合は1時間1,000円という委託料にしておりますので、その実績で100万円の残額が出るということでございます。以上です。

○人権推進課長（松田 博明君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口 俊明君） 松田人権推進課長。

○人権推進課長（松田 博明君） 28ページ扶助費20万円の減についてご説明いたします。当初27万5,000円ということで、一人当たり2万5,000円の金額11名分を予算計上しておりましたが、25年中の申請は3名ということで、7万5,000円の支出ですので残り20万につきましては実績により減額とさせていただきます。以上です。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 33ページの扶助費についてお答えさせていただきます。ひとり親家庭児童生徒小中学校入学支度金でございますが、事前に正確な数字を把握できておりません。これは現実的にできないということとあります。あくまでも予算は見込みで出させていただきます。学校や広報を通じて周知をしましたがこれはあくまでも申請していただくということが大前提になっております。また、生活実態が違ふという場合もありますので実績は3名し

かなかったということで減額ということにさせていただいております。以上です。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） どうも先だったようで申し訳ございません。まず 38 ページ、射撃練習奨励金の 35 万円の減額でございます。これは有害鳥獣に従事をしていただけるハンターの方等の射撃が練習等が義務づけられておるようでございますけれども、それに対して射撃練習場に行った実際の経費に対して本人さんからの申請でもってその一部を助成をするという制度でございますけれども、25 年度についてはその申請がなかったということでございます。

それから 39 ページの和牛増頭の事業でございます。これも一応 3 件の事業予定で当初予算時には、要望を聞いておりましたけれども、実際には堆肥舎だけは建てられましたけど、牛舎なり和牛の増頭の分については自己資金でされるということがございまして、この事業の方の取り組みが 1 名の方がなされなかったということでございます。

続きまして 40 ページの中山 2 期の畑かん事業の関係でございます。これにつきましては国のこのたびの 25 年度の一次補正分も今回補正で追加をさせていただいております。畑かん事業につきましては中山 1 期、中山 2 期、中山 3 期それから名和 2 期、名和 3 期と 4 つの事業でもって事業を進めております。で、一応総枠の中でどこの地区に充てていくかという調整もしながら進めておりますので、たまたま中山 2 期が当初予算よりは増えたという状況でございます。それから次の単町農林業施設整備事業補助金 50 万円の減額、これは毎年当初予算では 50 万をずっとこの何年間か当初予算から計上しておりましたけれども、この事業を利用される集落等がなかったということで、基本的には原材料支給でありますとか、重機の借り上げ等の制度もございますので、大体の方がそちらの方を使用されてこの制度自体の利用が本年度はなかったということでしたので減額をさせていただきました。

続きまして 42 ページの緊急防除被害木空中探査委託料 54 万 2,000 円の減額、これについてはヘリコプターを大空輸という形でもって来て同じヘリを米子市であるとか伯耆町と一緒に使わしていただく、そういったこともございまして、単町でやれば高くなるものが 3 つの町が経費を分けて使用するところがございましてのでそういった部分での減額が生じております。以上です。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 予算書 35 ページ予防費扶助費の風疹ワクチン接種緊急事業 73 万円の減額についてご説明いたします。

この助成制度は 6 月補正で 146 万円計上いたしました。これは県の推計により
ます対象人口、当町は 185 人分を予算化したものでございます。実際 2 月末現在
では 33 人、18%にとどまっております。当初は多かったんですけども 8 月以降に
なりまして風疹が収まりましたところ接種者も少なくなってきております。この
事業につきましては毎年春先に拡大しておりますので、ぜひまだの方は売って
いただきたいと広報 1 月号でもこの接種の啓発をしております、ぜひたくさんの
方に接種をお願いしたいと思っております。以上です。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） 45 ページでございます。土木費の道路新設改良費の
単町工事につきまして工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金につ
きましてご質問いただいた件でございます。

これにつきましては、単町工事ということもあり、地元の関係調整が秋の水を
落とすようになってからということで地元の関係者の方と協議をしてまいって
きておったところでございます。ところが地権者の方が町外におられる方がお
られるということで急きょ連絡を取ったところでございますが、もうすでに 1 月
に入ってからご理解をいただく説明をしてたところでございます。したがいま
して年度内に終わらないということが判明いたしましたので、今回工事請負費
400 万円、用地取得費 9 万 4,000 円、補償費につきまして 39 万円は、今回補
正で落とさしていただきまして 26 年度の方で計上さしていただいているとい
うことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） 19 番目にご質問の就学援助費特別支援の就学の方
についてお答えします。

予算計上の時期の認定されております準要保護児童生徒の数等を参考にしなが
ら新たに入学してくる子供の数も想定し、予算計上をしております。学用品、給
食費それから 1 年生については新入学用品それから校外活動特に高学年につ
いては修学旅行の費用等も見込んで計算をしておりますが、6 月に前年の所得証明等
が確定した時点ですべて見直しをしております、中には収入が増えて認定から外
れる方もございます。それからもちろん転出入等で変わる場合もありますし、年
度途中で新たな申請で認定される場合もあります。また、残念ながら生活状況が
年度途中でさらに悪くなることで、準要保護ではなく生活保護の方になるとい
うようなケースもありまして、予算どおりという形にならないのが現状でござい

して今回補正をさしていただいております。

それから特別支援につきましては特別支援学級に入級している児童生徒が対象でございます。で、これも就学指導委員会等を経て入級が確定するわけですけれども、年度が新しくなった時点で入級者が増えたり減ったりということもございます。で、またこれにつきましては、保護者の方の方からこのような援助は必要ありませんということで辞退されるケースもございまして、今年度入ってみて見込で減額補正をさせていただいたということでございます。以上です。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 何点か再度聞きたいと思います。

まず住宅借上料ですけれども、必要なくなったということですが、いつから必要なくなったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、特定新規学卒者就職支度金ですけれども、実績減という答弁だったかと思いますが、この対象になれる方がちゃんとそういう制度があるということを知っているか、いわば周知はきちん、きちんとしているかということについてお聞きしたいと思います。

それから風疹ワクチンですけれども、185人が33人だった、まあ危惧してたとおりにかなあという、それ以上かなあというふうに思いますけれども、未だ接種されていない人に対して、あの時にもずいぶんいろんなことを言ったわけですが、それでも結局これだけの実績しか出なかったことに対して今後どうされるのかということをお聞きしたいと思います。

それから和牛増頭対策推進事業の補助金ですけれども、せっかくこういう制度がありながら、自己資金でやられる。聞いてて思ったのは、実際この制度がやっぱり使いにくいのではないかというふうに思ったわけですが、そのあたり制度としてはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから単町農林業施設整備事業補助金ですけれども、今回利用集落がなかったということでありましたが、過去にはそういう使われた集落があったのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。

○議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。

○総務課長(酒嶋 宏君) 住宅借上料ですけれども11月から5か月の分が残ったということです。

○人権推進課長(松田 博明君) 議長、人権推進課長。

○議長(野口 俊明君) 松田人権推進課長。

- 人権推進課長（松田 博明君） 特定新規学卒者就職支度金の周知のことですが、広報を活用しての周知とあるいは学校等を通じて一応周知はさしていただいています。26年度分につきましてもこのたびの広報で一応掲載をさせていただきます。以上です。
- 保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。
- 保健課長（後藤 英紀君） 風疹ワクチンの接種につきましてお答えいたします。平成25年につきましては広報、町報それから防災無線、ホームページそれから住民生活課等窓口にチラシを置きまして広報いたしました。結果としまして18%になっております。今後3月いっぱいまでは25年度事業ですので、防災無線、ホームページを活用いたしまして周知に努めてまいります。また平成26年度につきましても県の事業を活用いたしまして継続して風疹ワクチンの接種事業は取り組む予定でございます。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 和牛増頭に係る補助制度が使いにくいのではないかとございましてたけども、非常に使いやすい事業だというふうに思っておりますし、一般的には町が6分の1、県が3分の1で、2分の1の補助事業でございます。そうはいつでも補助金にはいろいろ規制はあるのは当然でございますし、その中で事業をされる方が本人の判断でしないということでございますので、これはこれで仕方ないことなのかと考えております。それから単町での補助事業の関係で、過去に例はなかったかということでございます。私が平成22年から農林に来まして4年間ですけども、23年に1件ございました。以上です。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（5番 遠藤 幸子君） 議長、5番。
- 議長（野口 俊明君） 5番、遠藤 幸子君。
- 議員（5番 遠藤 幸子君） 資料の18と19ページ、総務費の方で結婚推進員謝礼52万減額、それと19ページの方に結婚対策推進事業補助金43万減額になっておりますが、当初予算、今調べてなくて分からないですけども、かなりの減額だと思います。これはどの程度の推進になっているかということと、登録婚活支援団体というのがあるように予算のほうに書いてありますけども、これはどういう団体か教えていただきたいと思っております。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。
- 議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。結婚推進員の謝礼の減額であ

ります。52万円減額でございますけども、これは当初予定しました金額の全額を落としております。と申しますのが、この結婚推進員さんにつきましては、平成23年11月から昨年度25年度末までお世話になりまして、いろんな相談事業、相談会等行っていただきました。その間23年の11月からいきますと18回相談の会を持っていただきましたですけども、前半の9回、10回ぐらいまでは、毎回必ず少なくとも3人あるいは多いときは5人という相談の方がおいでになりましたですけども、後半になりますと2人来られた時が1回であとは1人とか、0とかということになりまして、なかなか相談の会が効果が上がっていかないというやりにくくなってきたというようなこともございました。またそういったようなそれと個人の深いプライバシーにも入りますので、行政の方で委嘱するという形であってもなかなか直接に取り組むのは難しいなというようなこともあったところでございます。ということで、予算をせっかく組んで通していただいていたわけですけども、今年度そういう実情を検討いたしまして相談員の皆さんとも相談いたしまして今年度はこの事業を実行しなかったということでの減額でございます。

それと結婚対策推進事業の補助金でございます。これも100万の予算に対して43万円の減額でございます。この事業はご承知のように団体等で実施していただくものについて補助金を支出するという形で行っております。24年度には6回実施をしていただきまして、実績があったんですけども、25年度につきましては2回しかなかったということで、なかなか実績が上がらなかったということでこれは実績で金額は落ちてきているところでございます。

この登録団体の件ですけど、現在まで9の団体が登録をしていただいております。町内のNPOさんでありましたり、あるいは地域の団体でありましたり、商工関係あるいは青年団体等の9団体でございます。質問からは少し外れますけども、先ほどありました地域少子化の対策事業の方でまた少しこれとは違う方法での事業の組み立てもいたしまして、結婚対策推進効果を上げていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番、西尾 寿博君。

○11番（西尾 寿博君） 21ページですけども、逢坂農産物処理加工所管理事業、当初予算から見ると140数万円全額、執行されていません。その理由について、あるいは今後の予定についても伺います。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。逢坂の農産物処理加工所の経

費についてであります。かなりの項目におきまして減額をさせていただいているところがございますが、結論から申し上げますと当初見込んでおりました数値よりも利用実態が低かったということでありまして、それにあわせて不要になりました経費について今回減額補正をお願いをしたということでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたしました。一番肝心なところでございます。現在婦人団体を中心といたしまして、こういった部分につきましての興味をお持ちのところが増えてきているということ承っております、こういった皆さん方が、もう少し気軽にお使いいただけるようないわゆる周知と言いますか、お知らせあるいは勧誘そういった活動を現在取り組んでいるところでございます。こういった取り組みによりまして来年度はおそらくこの利用頻度というのは大きく向上するものというふうに思っておりますし、今後も努力させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 3 時 55 分といたします。休憩します。

午後 3 時 45 分 休憩

午後 3 時 55 分 再開

議案第 42 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。これから、議案第 42 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり決定されました。

議案第 43 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 43 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業
特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 4 ページに元金償還金繰り上げ償還分で 96 万 4,000 円
ありますが、これは何件ぐらいが繰り上げ償還というようなことになったかとい
うことをお尋ねいたします。その背景もちょっと伺えたらお願いします。

○人権推進課長（松田 博明君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口 俊明君） 松田人権推進課長。

○人権推進課長（松田 博明君） 元金償還金のことであります。このたび繰り上
げ償還を行いましたのは 2 件繰り上げ償還がありました。これについてはですね
面談等を行う中で残額もかなり少額になってきたのでこの際一括で償還をしたい
という理由等により繰り上げ償還が 2 件あったというふうに聞いとります。以上
です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 44 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 44 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 45 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 45 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 46 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 46 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議案第 55 号にも似たようなもんが出ていますけども、3 ページです。債務負担行為補正ということで変更というところですが、夕陽の丘神田指定管理料 2,100 万円が変更後 2,400 万円、300 万円の増となっております。1 年目ですかね、1 年たって 300 万円の増ということでお聞きしましたが、どうも消費税ではないということなので、これについてどういった内容で 300 万の増になったのかお伺いします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。今回お願いをしております債務負担行為補正の中身についてでございますが、山香荘で使用しておりました業務用の大型冷蔵庫が以前からかなり老朽化はしていたものでございます。これが完全に壊れまして、更新が必要になりましたということございまして、これをリース契約にて導入をしようということで、そのリース料相当分で約 250 万円、消費税増額分が約 50 万円というふうにご理解いただければと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長 9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 今、観光商工課長さんが説明された内容の中で、この前、部屋の利用料なんか非常に増額になったことがあったりしました。その計算なんかも考えられないけないでないかというふうなことこの前お話ししましたが、そういう計算は全然されておられませんか。ちょっと伺います。

- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ご質問の趣旨の確認になるかもしれませんが、指定管理料を設定をするのにあたって室料等の設定を勘案したうえで指定管理料を設定すべきではないかというようなご質問に対するご質問ということでよろしいですね。
- 議長（野口 俊明君） はい、もう一度、野口昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） 当初、業者さんが出される計算の中には今の部屋の使用料なんかが以前の料金での計算での部屋の使用料になっている計算になって、いくらいくらいるんだからという計算が出ているはずなんですね。出ていると思うんです。これをこの前の議会では新しくまた部屋料が非常に高くなったということからですね、よけい収入が入るといふうになれば管理料も安く収まるでないか、元の計算の基礎が狂ってくるというぐあいにも思ったりしますのでその辺の計算がなされてないかということなんです。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたしました。今後の指定管理料の設定に当たりましては前回もお答えいたしました、それぞれの年の実績そういったものをしっかりと勘案をしながら指定管理料の設定はしていく必要があるかと思えます。今回の債務負担行為の増額でのお願いにつきましては、高額備品あるいは、高額な修繕料は所有者であります町で負担をするというのがまず指定管理の原則もございまして。そういった部分について今回枠を設定をお願いするものでございまして、ご理解いただきますようお願いいたします。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑は。
- 議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。
- 議長（野口 俊明君） 6番 米本隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） 歳入の方の3ページ、ここに一般寄付ということで60万円が10万円減額になっておりますけれども、以前お聞きしたところによりますと約2割部分に相当する部分が寄付金としていただくということになってたと思えますけれども、大体その臨時職員の給与及びその社会保険料というんですか、そういうところを足したところで約300万円近くになると思うんですが、この10万円減額してあるということにつきまして、説明をお願いします。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。
- 観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。若干の誤解もお持ちのようで

ございますのでちょっとご説明をさせていただきたいのですが、この寄付金の当初 60 万円見込んでおりましたものは、財団法人鳥取県サッカー協会が新しい財団法人一般財団法人に移行する際に残余財産を処分しなければいけないということがございました。恵みの里公社も一緒でありまして、移行時に残っている残余部分を自治体等に寄付すれば税金等を払わなくていいというのがございまして、それを大山町に寄付する見込みがサッカー協会の場合 60 万円であったということでありまして、指導員として雇用しております 2 割を負担するというサッカー協会が負担をする 2 割は直接本人にその 2 割部分を払っているわけでありましてこの 300 万の 2 割を町に入れるということではございません。直接の関係ではございません。ただ、お世話になるからということでこれまでサッカー協会が残しておられる残余資産を何年かにわたって大山町の方にご寄付をいただくということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 47 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 47 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め・・・

〔「7 番、早いですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 早いって、手が遅いですが。はい 7 番、大森正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） はい、全協でご説明していただきましたが、また基金

を繰り入れることになった、しなければならなくなった理由としまして医療給付費が減っているにもかかわらずそうなった理由として高額の医療費の対象者の方が減ったのでその分歳入が減ったというふうな説明がありましたけども、大雑把に言いますと、その高額医療費にかかわるのかどうかちょっと分からないので、お聞きするんですが、それ以外にも減っている部分があるわけですけどかなりそれは国庫支出金、特に財政調整交付金 7,500 万も減になっていますけども、これも同じような理由なんでしょうか。それとも他に理由があるなら説明してください。

○住民生活課長(森田 典子君) 議長、住民生活課長。

○議長(野口 俊明君) 森田住民生活課長。

○住民生活課長(森田 典子君) お答えいたします。おっしゃるとおりでして、医療費の給付費の減ということが影響して歳入の方が減額となっておりますのでございます。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

○議員(9 番 野口 昌作君) 議長、9 番。

○議長(野口 俊明君) 9 番 野口昌作君。

○議長(9 番 野口 昌作君) 今、大森議員の質問と一緒なやなことではございますけども、それは当初予算の状況ですと、共同基金の方から 9 割出るというようなことになっていたのが、この療養費の方が減額になったことによって、1 割しか出んようになったとかいうような、そういう数字的なことがあるですか、その辺ちょっと伺いたいです。

○住民生活課長(森田 典子君) 議長、住民生活課長。

○議長(野口 俊明君) 森田住民生活課長。

○住民生活課長(森田 典子君) 歳入不足の内容についてお話しさせていただければよろしいでしょうか。

歳入不足の基金を投入します 4,000 万円の額の理由といたしましては、共同事業の関係、高額な医療費に対応します共同事業の関係の歳入で言いますと交付金、歳出で言いますと拠出金、この金額の開きが歳入不足となっております。歳入不足となっております開きの理由としましては、拠出金の方は要は国保連合会の方に支払う方の拠出金の方は医療費が高いときの金額を基準としまして算定されております。それに対しまして交付金、支払いを受ける歳入の方の交付金につきましては今回大きく減額となった医療費の金額を基準として算定されているためにこの開きが大きくなりまして歳入不足約 4,000 万円ということになったということでございます。

○議員(9 番 野口 昌作君) 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） そのことで大体だったら同額が減れば、療養費が減ったんだからこちらの方の共同の方からくる金額もそれだけ減ってくればいいものをぐっとよけ減ってきてしまうという状態になつると、これはシステムとして高い場合は全額出すけれども、低なつたら 1 割しか出さないというようなそういう決まり規則があることによって起きるわけですか、だいたいだったら同額だけ減れば問題ないという具合に思ったりするです。その辺ちょっと教えていただきたい。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。

今、共同事業のシステムという言葉で表されましたが、システムという形でございます。先ほども申しあげましたが、拠出金の算定の基準となる額と交付金として受け取る算定の基準となる額が一緒であれば先ほどおっしゃいましたように下がった金額がそのまま交付金の方も医療費と同じ割合で減ることになるわけなんですけれども、共同事業の趣旨からしまして、高額な医療費に対して、それぞれの各市町村が拠出金を出し合いまして、それぞれの市町村の高額な医療費に対応するというところでその年度ごとに高額な医療費がどれくらい各市町村に配分になるかというのは、ばらばらなわけでございます。場合によっては拠出金は少ないけれども高額な医療費がかかったから交付金をたくさん受けるという場合もございますし、逆に今回の本町のように拠出金は多い金額で拠出をしながら医療費が下がったことによって交付金が少なくなるといったような場合もございます。

お互いのその互助と言いますか、助け合いといったような意味での共同事業の趣旨でございますので、そういった考え方のもとで今回システムと言いますか、そういう形の中での金額の算定といったことになっております。本町の過去数年の状況を見ますと今言いました年によって交付金よりも救出金の方が多かったり少なかったりっていうことがあると申し上げましたが、ここ数年の状況は本町医療費が高かったですので、逆に拠出金よりも交付金を多くここ数年は受けていたと、で、今年度につきましてはそれが医療費が下がったために逆に拠出金の方が増えたといったようなことでございます。以上です。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長 10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 国民健康保険の制度、住民生活に関わる大事なところだと思いますので、少しちょっとくどくどお話を伺いたいと思います。

合併後ほんの 4, 5 年前までは、国民健康保険特別会計で基金が 3 億 6,000 万、7,000 万ぐらい持っておったわけですがけれども、ここ 3 年、4 年の間に約 3 億円基金を取り崩す格好になってしまいました。今回の補正で当初予算では 2,000 万しか基金崩さないはずだったのが、さらに 4,000 万の追加で今年度 6,000 万基金を取り崩しました。結果としても残りの基金が 6,000 数百万しかなくなると、まあ、そういった状況になるわけでごさいます。何でこんなに基金を崩さんといけなくなったのかということで先ほどから二人の方が質問しておられるわけですがけれども、私が見ますのに、間違とったら言って欲しいんですけども、国保は国からあるいは連合会から様々な財源が補てんされるわけで、足りない部分を国保の利用者、町民の方から国保税という形で負担していただくという格好だろうと思います。数年前からこの単町での負担が厳しくなってきたので、国保税は上げなければならない、実際上げているんですけども、もっと上げなくてはいけないのではないかという話があったんですが、景気も悪いといったようなこともあって、国保の税率の引き上げを据え置いたり、あるいは上げ幅を低く抑えてきたというような状況だったと思います。25 年度もそういう状況で、財源が不足するのは分かっていたので 2,000 万円は基金から取り崩すと、で、補てんするという話がありました。議員も議論する中で、基金がだんだん底を尽きかけて来とるからもうこの 2,000 万が最後だよと、もうこれ以上の基金の取り崩しは認められんよという話を議論の中であったと思いますけど、その中でさらに 4,000 万今回崩すということになつとるわけですがけれども、結局のところ国から入ってくるその負担金であったり、あるいは交付金、連合会から入ってくるその交付金、負担金の歳入の見積もりがやはり今年度甘かったのではないか。これぐらいはこれまで入って来とるから 25 年度もこれだけ入ってくるだろうと見込んでいたのが結果としてはそんなに入ってこなかった。だから言ってみればさらに 4,000 万の歳入欠陥が生じるような事態になったのではないかというふうに見せてもらってるんですけども、私の認識が間違っているのでしょうか。

○住民生活課長(森田 典子君) 議長、住民生活課長。

○議長(野口 俊明君) 森田住民生活課長。

○住民生活課長(森田 典子君) お答えいたします。近藤議員さんのおっしゃいました内容、ほぼおっしゃるとおりかというふうに考えます。最後にありました見込が甘かったのではないかということについてのみ少し説明をさせていただきます。25 年度当初予算のときには、平成 21 年度からずっと医療費が上がってきておりましたので、平成 25 年度の当初予算も医療費が上がるということで予算編成をしております。まず、そこが見込み違いと言えれば見込み違いであったということでごさいます。その上に、さらに上がるのではなく下がる方になったということ

で医療費が下がることになったということで、二重の見込み違いと言いますか、上がるのではなく横ばいでもなく下がるといったようなことで、さらにその差が大きくなったということでございます。以上です。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 近藤大介君。

○議員(10番 近藤 大介君) 医療費が下がったということは、それだけ町民の皆さんが病院にかかる必要がなかったということなのでそれはほんとに喜ばしいことだと思えるんですけども、その医療費は下がったのに、負担が増えるというところが我々議員も分からない、議員が分からないものをおそらく町民の皆さんもその理屈が非常に理解いただけないんじゃないかと思うんですけども、結局、医療費の計算をする、あるいは交付金の計算をする過程が非常に複雑だそうなので、こういったことがあるのはある意味やむを得ない部分もあるんだろうなと思うんですけども、一番問題というか、我々がしっかり理解しておかなければならないのは、今年度もトータルで6,000万の基金の取り崩しをして、会計の財源不足を補ったと、残りの基金は6千数百万で、これはほんとに何か万が一の時があった時のために残しておかなければならないということになりますと、必然的に26年度は国保税は相当引き上げをせざるを得ないだろうというのは容易に想像がつくわけですし、明日の議論になるのかもしれないけれども、新年度の国民健康保険の特別会計の予算書を見ますと、国民健康保険税の歳入の見込みがですね約9,000万、25年度に比べて26年度は高い金額で設定されている。ざっくりした形で国民健康保険税は26年度約2割ぐらひは引き上げになるのかなというふうに感じるわけですけど、そういった認識で間違いのないか新年度の国保税の課税なりの見通しについて少し説明をお願いします。

○住民生活課長(森田 典子君) 議長、住民生活課長。

○議長(野口 俊明君) 森田住民生活課長。

○住民生活課長(森田 典子君) お答えいたします。25年度の今回上程しております補正予算の内容につきましては、今現在年度末を見込んで確実に支払いができる金額を予算化しているということでございます。例年のことですが、今の時期の当初予算を組むことにしましても、見込みと言いますか非常に不確定な要素も多々ある状況でございます。まず決算が終わりまして、そのあとの状況によりまして次の新年度の予算を再計算するといったような流れが今後出てくるわけなんですけれども、そういった今後の流れの中で見ますと今回の時点で税を上げるとかというようなことは大変厳しい運営であることは間違いのないわけなんですけれども税をどれくらいあげるといふことをある程度具体化した形での新年度予算を計上しておるといふのでは今の時点ではございませんので、国保の予算の編成の

流れとしまして、今後は決算をした後にきちんとした数字を反映したもので再計算していくとその時点で税のことであったり、基金のことであったりそういったことを国保の運営協議会の方にもご意見をいただきながら決定していくということで進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（野口 俊明君） 他にありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長。4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡 伸夫君。次年度予算に関わることは明日の予算でやってください。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 11 ページの人間ドック等検診委託料です。人間ドック等ということですので人間ドックだけではない、他の検診の含めてということであらうと思いますけれども、実際 160 万増えているわけですが主だったもので結構です。どの程度の人数が増えたのか教えていただきたいと思います。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） お答えいたします。ご質問にありました検診等人間ドック検診の委託料と書いてありますけれども、これは人間ドックの検診の委託料 50 人分増しております、その分を増額したものでございます。これは申し込みの数が多くなったということの反映であります。以上です。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 初歩的なことを聞いて大変申し訳ないんですけど、当初何人の見込みが 50 人増えたのか改めてお聞きしたいと思います。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 当初は 750 人を予定しておりました。

○議長（野口 俊明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 48 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 48 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 先ほど国保の話の中で、平成 25 年度は医療費の支出というかが少なかったという話がありました。今回、診療所の補正予算ですけれども、歳入、収入ですね、診療所の収入が少なくなったと、診療収入が 2,580 万ほど予算として少なくなったということで、経営する側としてはマイナスな面があるわけですが、患者さんのほとんどが町民の皆さんだと思えば、町民の皆さんがそれだけ健康であったのは良かったかなとも思うわけですが、その中で後期高齢者の方の診療報酬がずいぶんほんとに少なくなってます。減額幅が 1,600 万からの減額幅になってるわけですが、担当課としてこの収入減をどのように分析しておられるのか、この辺について少し説明をいただきたいのがまず 1 点でございます。

もう 1 点ございまして、単純にほんとに住民の皆さんがお元気であるということであればそれは私はほんとにいいことだと思うんですけども、収入が減った中で、一般会計からの繰出金が増えております。一般会計からの持ち出しが、新たに 1,850 万ほど一般会計からの持ち出しが増えてます。財源補てん分というふうに書いてありますけど要はこれは赤字補てんということだろうと思います。少しこの財源補てん分の金額を少し説明していただきたいと思います。トータルで 25 年度の 3 月ですから決算見込みとしてどこの診療所にいくらという形で財源補てんがされるのか少し数字を細かく説明をお願いします。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 2 点いただきました。まず後期高齢者関係の診療報酬が大きく減っております。これは診療所の方の所長とも話はしたんですけども、後期高齢の方につきましては介護保険と言いますか、医療にかかるよりも介護保険の方に移行する方もあるということで、そういった面で医療が介護保険の方に

移行したということも考えられるというふうなことであります。後期高齢につきましては、理由はそのあたりなのかなというふうに考えているところであります。

また、1,850万強の一般会計からの繰り入れの増でありますけれども、これにつきましては、現在会計を閉めたわけでありませぬので大体の見込みとして歳出の方に余裕を見ながら計上しておるものであります。

特にやはり大山診療所の方につきましては歳入と歳出の差がございまして、そこの方に充てる分が一番多くなっております。具体的にいくらかということにつきましては説明させていただきますけど、大山口診療所がある程度の黒字が見込めるといふところであります。また名和診療所の方が歳入と歳出が同程度となる見込であります。それから診療所を管轄します事務局ということで、一般職員の給与部分等もちちらの方に入れておりますのでこれがそのほか事務経費も含めまして大体1,000万程度入れるようになっております。大山診療所の方につきましては詳細大体2,000万強というところでございます。以上です。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 近藤大介君。

○議員(10番 近藤 大介君) 大山診療所の財源補てん、平たく言うと赤字補てんが2,000万強という説明でしたね、今年度の当初予算、細かいところまで把握はしておりませぬけど、26年度の予算書でいくと財源補てん分が来年度は3,878万弱、約4,000万近いわけで、そのほとんどが大山の診療所の財源補てんに充てられるということございまして、かねてから議論もあるところですけども、へき地の医療ということの必要性はあるわけですが、本当にいくらまでならそこに税金を投与できるのか、一般財源から投入できるのか、ほんとに一部特定のエリアの人のための住民サービスでございますので、同じ2,000万、3,000万を使うにしてもほんとにそれが高齢者の福祉のためとして、どうしても医療のためでなければならぬのか、もっと違う形で周辺エリアの福祉サービスのために有効に使う道もあるのではないかと思ったりするわけですけども、今回の補正で1,800万一般会計からさらに持ち出しをするということにあたってですね、その診療所、特に大山診療所の経営改善あるいは方向性についてどのような方向性を考えておられるのか少し説明をお願いします。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 大山診療所のことの今後ということでもありますので、補正の方との関係がどうなのかなと思いますけれども、実際の数字は確認をしてからでないといけないと思っております。大山診療所が無くなるということによって大山口診療所の受診者がまた急増するということになりましたら、これはこれ

でまた大きな問題もあろうと思っております。いろいろなことを勘案する中での考え方にもっていかなければならないでないかと思っております。今はその程度のお答えにかえさせていただきます。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 近藤大介君。

○議員(10番 近藤 大介君) 先ほども言いましたように、補正でさらに2000万近くの赤字補てんをするにあたって、今後の経営について何も検討はしておられないということで理解していいわけですか。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 補正の状況の中で、今後決算の状況を踏まえたり、あるいは償還の額が変わってくるということも当然あるわけがございますのでトータルの数字の積み重ねや確認する中で判断していかなければならないというぐあいに考えております。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議案第49号

○議長(野口 俊明君) これから、議案第49号 平成25年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 50 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 50 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 6 ページで、介護サービス等諸費ということで、非常に増額になっておりますが、これは当初予算と比べて増額になっていおるということですが、どのような傾向の中でこういうことが起きたか、ちょっと教えていただきたい。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） ただ今の質問にお答えいたします。特に施設居宅介護サービス給付費が増えております。これは施設に入っておられる方の介護サービス給付が増えているということですが、一人一人の状況をまだ具体的に追っとりませんが、最近特に介護度の高い高齢者の方が重度化しているという傾向が見受けられるというふうに分析しております。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 今、介護度の高い方が増えているというようなことですが、人数的にもやっぱり何十人か増えているという状況にありますか。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） お答えいたします。月ごとの正確な異動はちょっと把握しておりませんが、年度ごとで言いますと相当数 50 人とか、パーセントで

言いますと全体の 0.3% なんですけど、毎年確実に増えておりまして、平成 22 年度から特にそれまでよりは介護認定の方が増えているという現状がございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 51 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 51 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページの方で現年度分の使用料というものがどこも下がっているわけですが、大体使用料って言いますのは 1 戸当たりの使用料ということでそんなに変わらない、年間ですね、変わらない状況の中で推移しているでないかと、金額的には 1 戸の負担が変わらない状況で推移しているでないかというぐあいに思ったりしますけれども、それがどこの処理区、特に大山口処理区なんかは 144 万 1,000 円というようなことで、減額になったりしていると、これはどういうことからこういう減額の状況が起きているのかなあと言うぐあいに思ったりしますので、その辺ちょっと説明いただきたいですし、それから 5 ページの方にですね、委託料がございましてこれも減額になっておりますが、委託料の算出がどのような方法で算出になっているか、大体年間の水量は処理量での委託料金が定められておいて、その前のページにもあります利用量が減ってくると収入が減る分だけは処理量が減ってきて、この委託料も減ってきてい

るのかというやなこと、それから手数料も汚泥処分の手数料も減っておりますから、同じような理由での減り方かということをお尋ねいたします。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 野口議員さんからの質問でありますけども、まず農業集落事業の使用料の現年度分の減ということでありまして、当初のところでの受益人口、これを多く見ておるといことがあっております。それで、大山口処理区なんかあまりちょっと偏りすぎじゃないかというようなこともあるんですけども、当初人口の見すぎということで、これについてはご了解をお願いできたらというぐあいに思います。

それと続いて委託料なんでありまして、処理場の維持管理委託料でありますけども、これは業者の方から見積もりを取るなりして委託料を組んでいくわけでありまして、集落排水事業の方については17カ所というような、数の多いような処理場の委託を契約をしておるといことでありまして、そのへんでまた委託、こちらの方も精査してこれはしなかったというようなことがあるわけでありまして、それらのことについて減額しておるところでありますし、汚泥脱水、運搬ということについても、回数が減れば減ってくることであります。

それと役務費であります汚泥の処分手数料であります、当初見込んでおった部分よりもかなりの汚泥が減ったといひますか、ただ、汚泥が減ったといひましても取るタイミングにもよるものでして、年度末にでもよけい取るといことになってきますとそれだけまた処分料上がってきますし、大体これが1月末くらいの時点で押さえたところのこの数字といひことでご了解願えればといひぐあいに思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 52 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 52 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 53 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 53 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔（なし）と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。
-

議案第 54 号

- 議長（野口 俊明君） これから、議案第 54 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第 54 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。
-

議案第 55 号

- 議長（野口 俊明君） これから、議案第 55 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第 55 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 56 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 56 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 9 ページ最後のページですけども、ここで工事請負費が 1,000 万から減っておりますが、これはどのような理由で 1,000 万もの減額が出てきたかということをお伺いいたします。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 野口議員さんからの質問でありますけども、収益的収入および支出の中の 2 番の配水管設備改良費、これの工事請負費が 1,012 万 3,000 円の減額ということでありまして、これでありまして名和地区の方の水道の配水池、水源地を監視をしております警送盤が壊れてしましまして、一年以上放置ということだったわけでありまして 25 年度に予算を組んで修理をとということでその予算を組むための改修の費用でありますけども、見積もりを取ったところが 2,000 万強というような見積もりが来ております。それ以後どういう警送システム、これから配水池とか水源地を管理していくのが良いかといろいろ業者の方とも相談したり、職員の方も勉強していったわけでありまして、予算見積もりを取った当初につきましては有線での管理ということを考えておりましたけども、これが無線での管理ということをする、あとあとからの通信費ということもありませんし、かなり有効だということがあります。それと無線の業者と相談してやりましたところかなりの費用が減額になってくるということがありました。実際に業者と話をしまして、プロポをやりまして結果が 1000 万からの減になったということになっております。ただ、これから水道施設、配水池なり水源地なり、監視していきますに、自分の方もこれはいいシステムだというぐあいに思ったりしているところですのでぜひ工事も終わっておりますので、議員さん方も見ていただけたらというぐあいに思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第 56 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。
したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（野口 俊明君） 間もなく 5 時になりますが、会期の都合上、本日の会議は会議時間を延長し日程第 54、議案第 22 号の質疑、討論、採決終了まで審議を続けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。継続いたします。
-

日程第 53 議案第 21 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 53、議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせん）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

- 町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定につきまして（大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせん）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせんの管理につきまして、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

両施設は、平成 18 年 9 月 1 日から現在に至るまで社会福祉法人大山町社会福祉協議会を指定管理者として管理を委託しており、この間、平成 21 年 4 月 1 日に 1 度、契約を更改しております。

現在の契約期間は平成 26 年 3 月 31 日をもって終了いたしますが、平成 26 年 4 月 1 日から同法人に対し、あらためて指定管理者の指定をするものであります。

社会福祉法人大山町社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を目的とする、営利を目的としない公共性の高い法人であり、現在に至るまで当該施設の指定管理者として、公平な福祉事業を展開し良好な管理業務の実績がございます。

また、当該施設の目的が町民等の健康の増進、福祉の向上等に寄与することであることから、町が委託している地域支え合い事業や、介護保険による通所介護事業等の拠点として、社会福祉協議会が、その事業目的を推進することに必要な施設として、ふさわしいと考えているところであります。

このような実績と、両施設の特質を考慮し、鳥取県西伯郡大山町赤坂 764 番地社会福祉法人大山町社会福祉協議会会長 明里好弘を公募によらない候補者として選定をいたしました。

指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条に基づき指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間といたしております。

以上で議案第 21 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 54 議案第 22 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 54、議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定

について（大山町観光交流センター）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定につきまして（大山町観光交流センター）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山町観光交流センターの管理につきまして、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本施設は、平成 21 年 4 月 1 日から、一般財団法人大山恵みの里公社を指定管理者として、管理を委託してまいりました。

契約期間は平成 26 年 3 月 31 日をもって終了いたしますが、平成 26 年 4 月 1 日から、同団体に対し、あらためて指定管理者の指定をするものであります。

本施設は、大山恵みの里づくり計画推進の中核と位置づけられている施設でありまして、道の駅「大山恵みの里」として活用され、駐車場・トイレ・情報提供設備を有するほか、本町が誇ります大山の恵みを購入していただける物産販売コーナー、大山の恵みを食材として利用した軽食喫茶コーナーなども併設し、大山町の良さを広めていくアンテナショップとして位置付けているところであります。

このため、本施設におきましては、この施設の特質を考慮し、「鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地 一般財団法人大山恵みの里公社 理事長 森田増範」を公募によらない候補者として選定いたしました。

ご承知のとおり、一般財団法人大山恵みの里公社は大山恵みの里づくり計画の実現に必要な組織として設立された財団であり、既に大山ブランドの確立、町内産品の販路拡大、生産者の組織化などに成果を生じてきており、先ほど述べました本施設の運営目的達成には最適な団体であると考えておるところであります。

指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条に基づき、指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものでございます。

なお、指定管理の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間といたしております。

以上で議案第 22 号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番、杉谷洋一君。

○議長（8番 杉谷 洋一君） 指定管理が別にどうこうというわけではないので、ちょっとお尋ねします。このセンターはですね、大山町が出資金100%というそういうセンターなんです。その施設は、山陰道名和中山が開通したことで、大変交通の利便性が向上したわけなんですけども、通過者が増えて今日の最初の町長の話でもあったように、10%ぐらい収益が落ちているというようなお話がありました。そこでこの収支決算書、計画書を見させていただくと、26年度の食堂部門が2,100万ほど、あるいは物販部門が5,500万ということであがったわけですし、それがずうっといけば、平成31年までということになっただけなんですけど、ずっと29年あたりもですねその物販部門の売上げが上がったわけなんですけれど、平成30年には物販部門で6,000万、食堂部門が2,300万、物販では500万、あるいは食堂部門が200万ということになっただけなんですけど、逆にですね、今現在が人がここに訪れる人が少なくなっているのにどうして逆に増えているのか、そのあたりがちょっと不思議なものですので、そのあたりの説明をよろしくをお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○観光商工課参事（齊藤 淳君） 議長、観光商工課参事。

○議長（野口 俊明君） 齊藤観光商工課参事。

○観光商工課参事（齊藤 淳君） ご質問にお答えいたします。現在まで5年間、道の駅を、観光交流センターですね、維持管理をしまいいりまして、その物販部門とそれから食堂部門の売上げが約1億近くございます。その売上げが、やはり昨年12月の山陰道の全線開通によりまして、落ちるといふようなことを見込んで全体的に26年度以降の売上げをですね、抑えているということでもあります。ただ、そうは言いましても30年度までの間に、少しでも売上げが伸ばせるようにそういう努力はしていかなければならないというふうに考えているところです。以上です。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番、杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） ということは、希望的な予算ということですか。先々多分こういうふう頑張って上がってくるわいやというようなこれ予算のちゅうかこの収支計算書なんですか。私は逆にそのあたりは、大山町が出資金100%出しとって、別にそこまで考えなくても努力は分かるんですけど、逆にもうちょっと数字的に抑えてもいいんじゃないかと思ったり、それから人件費とか、これ辺りはそういうので、交流人口が減ってくれば当然そこに利用される人も少

ないわけですので、当然食堂のパート給与とか書いてあるわけなんですけど、人数的にも下がってもいいんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、そのあたりもうちょっと説明をお願いします。

○観光商工課参事（齊藤 淳君） 議長、観光商工課参事。

○議長（野口 俊明君） 齊藤観光商工課参事。

○観光商工課参事（齊藤 淳君） 町の財産をお借りいたしまして一般財団法人大山恵みの里公社が施設を維持管理しております。ある意味大山恵みの里計画の海側の玄関口としてこの観光交流センター、道の駅は位置づけられているところがあります。町出資 100%の組織とはいえ、やはり収益事業と、公益事業と両方取り組んでいるところでありまして、ほかの部門においてなかなか思うような収益を上げていない部門もある中で、ここ道の駅の経営をやはり最大限伸ばしていく、そういう取り組みはまだできるというふうに考えております。そういった意味でこの向こう 5 年間ですね、収支見込みを作らせていただいているというところでございます。ご理解をお願いします。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、すみません。

○議長（野口 俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） そうすると、平成 30 年度には大体どのようなことを事業的に考えておられるのか。具体的にお示ししたいと思えます。

○観光商工課参事（齊藤 淳君） 議長、観光商工課参事。

○議長（野口 俊明君） 齊藤観光商工課参事。

○観光商工課参事（齊藤 淳君） 現在、道の駅では、町内の生産者の皆さんの生鮮野菜等取り扱う物販部門、産直市等、それから主に加工場で加工しましたメンチカツですとかハンバーグですとかコロケ、そういったようなものを活用した商品を提供しております。物販部門においてまだまだ売れるチャンスがありながら、午後になりますと品薄状態が続くとか、町内産の産品をまだまだ生かしきれてないメニューといったものもあるわけでありまして、やはり、道の駅大山恵みの里のオリジナリティーと言いますか、独自性と言いますか、そういったものが十分発揮できていない面もあるのかなあというふうに思うわけです。そういったところをさらに町内の様々なお店、店舗そういったところと連携しながら、大山町の魅力発信をしていくことで頑張れると考えております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） この指定管理の関係でございますけれども、現在公社でやっておられますが、聞くところによりますと株式会社ですか、民営化しなけ

ればいけないというようなことがあったりしておるようでございますけれども、そういうことになった場合はこの契約は一時解除ということになるかその点ちょっと伺いたいです。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 基本的には契約の方、変更するだけでこのまま公社が株式会社になっても継続できるというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、明日 3 月 7 日に会議を開き、残りしました議案について質疑を行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午後 5 時 12 分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 大原 広巳

署名議員 大杖 正彦